

京ノ大戦企第 23 - 3 号  
令和 5 年 4 月 20 日

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人 ノートルダム女学院

理事長 和 田 環

京都ノートルダム女子大学収容定員関係学則変更（届出）

このたび、京都ノートルダム女子大学の収容定員に係る学則を変更することについて、学校教育法第 4 条第 2 項及び学校教育法施行令第 23 条の 2 第 1 項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。なお、届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します。

# 基本計画書

基本計画書									
事項	記入欄								備考
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	カトリックホウシヤ ノートルダムジヨウカクイン 学校法人 ノートルダム女学院								
フリガナ大学の名称	キョウトノートルダムジヨウカク 京都ノートルダム女子大学 (Kyoto Notre Dame University)								
大学本部の位置	京都府京都市左京区下鴨南野々神町1番地								
大学の目的	教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、深く専門の学芸を教授研究するとともに、カトリック精神及び日本文化の優れた伝統を体し、教養高き女性を育成して我が国文化の推進に寄与する。								
新設学部等の目的	建学精神のもと、教育研究の充実向上を図り、社会のニーズや環境変化に対応した教育を実施するため、近年の入学生の実績に合わせて国際言語文化学部（英語英文学科、国際日本文化学科）の入学定員及び編入学定員を減じ、適正な収容定員とする。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	国際言語文化学部 【Faculty of Language and Culture】	年	人	年次人	人	学士（文学） 【Bachelor of Arts】	令和6年4月 第1年次 第3年次	京都府京都市左京区 下鴨南野々神町1番地	
	英語英文学科 【Department of English Language and Literature】	4	55 (80)	3年次 0 (2)	220 (324)				
	国際日本文化学科 【Department of Japanese and Global Cultures】	4	35 (50)	3年次 0 (3)	140 (206)	学士（人間文化） 【Bachelor of Arts】	令和6年4月 第1年次 第3年次		
計		—	—	—					
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）		該当なし							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計				
		科目	科目	科目	科目	単位			
教員組織	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	新設	国際言語文化学部 英語英文学科	人	人	人	人	人	人	人
			5 (5)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	16 (16)
		国際日本文化学科	8 【0】 (8)	2 【2】 (2)	1 【0】 (1)	0 【0】 (0)	11 【2】 (11)	0 【0】 (0)	32 (32)
	計	13 (13)	6 (6)	1 (1)	0 (0)	20 (20)	0 (0)	— (—)	
	既設	現代人間学部 生活環境学科	7 【1】 (7)	4 【2】 (4)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	11 【3】 (11)	0 【0】 (0)	29 (29)
			心理学科	7 【3】 (7)	2 【0】 (2)	4 【0】 (2)	0 【0】 (0)	13 【3】 (11)	0 【0】 (0)
		こども教育学科	4 【1】 (4)	8 【0】 (8)	3 【0】 (3)	0 【0】 (0)	15 【1】 (15)	0 【0】 (0)	16 (16)
		教育センター	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	43 (43)

【】の中の数は学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等を兼ねる専任教員

概要	学部等連係課程実施基本組織 社会情報課程		2 【5】 (2)	1 【4】 (1)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	3 【9】 (3)	0 【0】 (0)	0 (0)
	連係協力学部（Ⅰ） 国際言語文化学部 国際日本文化学科 連係協力学部（Ⅱ） 現代人間学部 生活環境学科，心理学科， こども教育学科								
	計		20 (18)	15 (14)	7 (5)	0 (0)	42 (37)	0 (0)	- (-)
合計		33 (31)	21 (20)	8 (6)	0 (0)	62 (57)	0 (0)	- (-)	
教員以外の職員の概要	職 種		専 任		兼 任		計		
	事 務 職 員		40 (40)		27 (27)		67 (67)		
	技 術 職 員		0 (0)		0 (0)		0 (0)		
	図 書 館 専 門 職 員		2 (2)		2 (2)		4 (4)		
	そ の 他 の 職 員		6 (6)		1 (1)		7 (7)		
	計		48 (48)		30 (30)		78 (78)		
校 地 等	区 分		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計		
	校 舎 敷 地		17,206 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>		17,206 m <sup>2</sup>		
	運 動 場 用 地		9,228 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>		9,228 m <sup>2</sup>		
	小 計		26,434 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>		26,434 m <sup>2</sup>		
	そ の 他		0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		
	合 計		26,434 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>		26,434 m <sup>2</sup>		
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計			
		26,952 m <sup>2</sup> ( 26,952 m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	0 m <sup>2</sup> ( 0 m <sup>2</sup> )		26,952 m <sup>2</sup> ( 26,952 m <sup>2</sup> )			
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設				
	室	室	室	室 (補助職員 人)	室 (補助職員 人)				
専任教員研究室		新設学部等の名称			室 数				
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
		( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )		
	計	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )		
図書館		面積	閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数				
		m <sup>2</sup>							
体育館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要						
		m <sup>2</sup>							
経費の見積り及び維持方法の概要	区 分		開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次
	教員1人当り研究費等			300千円	300千円	300千円	300千円	- 千円	- 千円
	共同研究費等			3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円	- 千円	- 千円
	図書購入費		9,000千円	9,000千円	9,000千円	9,000千円	9,000千円	- 千円	- 千円
	設備購入費		9,000千円	9,000千円	9,000千円	9,000千円	9,000千円	- 千円	- 千円
	学生1人当り納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
		1,380千円	1,180千円	1,180千円	1,180千円	- 千円	- 千円		
学生納付金以外の維持方法の概要			私学大学等経営補助金、雑収入 等						

大学等の名称	京都ノートルダム女子大学								
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
既設大学等の状況	国際言語文化学部						0.70		
	英語英文学科	4	80	3年次 2	324	学士 (文学)	0.62	昭和36年度	
	国際日本文化学科	4	50	3年次 3	206	学士 (人間文化)	0.82	平成12年度	
	現代人間学部						0.76		
	生活環境学科	4	70 【7】	—	280 【28】	学士 (生活環境)	0.72	平成29年度	
	心理学科	4	100 【7】	—	400 【28】	学士 (心理学)	0.79	平成29年度	
	こども教育学科	4	70 【6】	—	280 【24】	学士 (こども教育)	0.77	平成29年度	
	学部等連係課程実施基本組織								
	社会情報課程	4	20	—	80	学士 (社会情報)		令和5年度	京都府京都市左京区下鴨南野々神町1番地
	人間文化研究科 (修士課程)								
	応用英語専攻	2	8	—	16	修士 (応用英語)	0.25	平成14年度	
	人間文化専攻	2	3	—	6	修士 (人間文化)	0.16	平成17年度	
	心理学研究科 (博士前期課程)								
	臨床心理学専攻	2	10	—	20	修士 (心理)	0.90	平成17年度	
(博士後期課程) 心理学専攻	3	4	—	12	博士 (心理)	0.08	平成17年度		
附属施設の概要	該当なし								

【 】の中の数は内数  
社会情報課程の入学定員及び収容定員は、現代人間学部の定員の内数

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校の場合、収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

## 学校法人ノートルダム女学院 設置認可等に関わる組織の移行表

令和5年度	入学 定員	編入学 定員	3年次 収容 定員	令和6年度	入学 定員	編入学 定員	3年次 収容 定員	変更の事由
<b>京都ノートルダム女子大学</b>				<b>京都ノートルダム女子大学</b>				
国際言語文化学部				国際言語文化学部				
		3年次						
英語英文学科	80	2	324	英語英文学科	55	-	220	入学定員変更(△25) 編入学定員変更(△2)
国際日本文化学科	50	3	206	国際日本文化学科	35	-	140	入学定員変更(△15) 編入学定員変更(△3)
現代人間学部				現代人間学部				
生活環境学科	70	-	280	生活環境学科	70	-	280	
うち社会情報課程の内数 とする入学定員	7	-	28	うち社会情報課程の内数 とする入学定員	7	-	28	
心理学科	100	-	400	心理学科	100	-	400	
うち社会情報課程の内数 とする入学定員	7	-	28	うち社会情報課程の内数 とする入学定員	7	-	28	
こども教育学科	70	-	280	こども教育学科	70	-	280	
うち社会情報課程の内数 とする入学定員	6	-	24	うち社会情報課程の内数 とする入学定員	6	-	24	
学部等連係課程実施基本組織				学部等連係課程実施基本組織				
社会情報課程	20	-	80	社会情報課程	20	-	80	
計				計				
	370	5	1490		330	-	1320	
<b>京都ノートルダム女子大学大学院</b>				<b>京都ノートルダム女子大学大学院</b>				
人間文化研究科				人間文化研究科				
応用英語専攻(M)	8	-	16	応用英語専攻(M)	8	-	16	
人間文化専攻(M)	3	-	6	人間文化専攻(M)	3	-	6	
心理学研究科				心理学研究科				
臨床心理学専攻(M)	10	-	20	臨床心理学専攻(M)	10	-	20	
心理学専攻(D)	4	-	12	心理学専攻(D)	4	-	12	
計				計				
	25	-	54		25	-	54	

備考 社会情報課程の入学定員及び収容定員は、現代人間学部の定員の内数とし、各学科に係る数を示す。

## 校地校舎等の図面

(1) 都道府県内における位置関係の図面



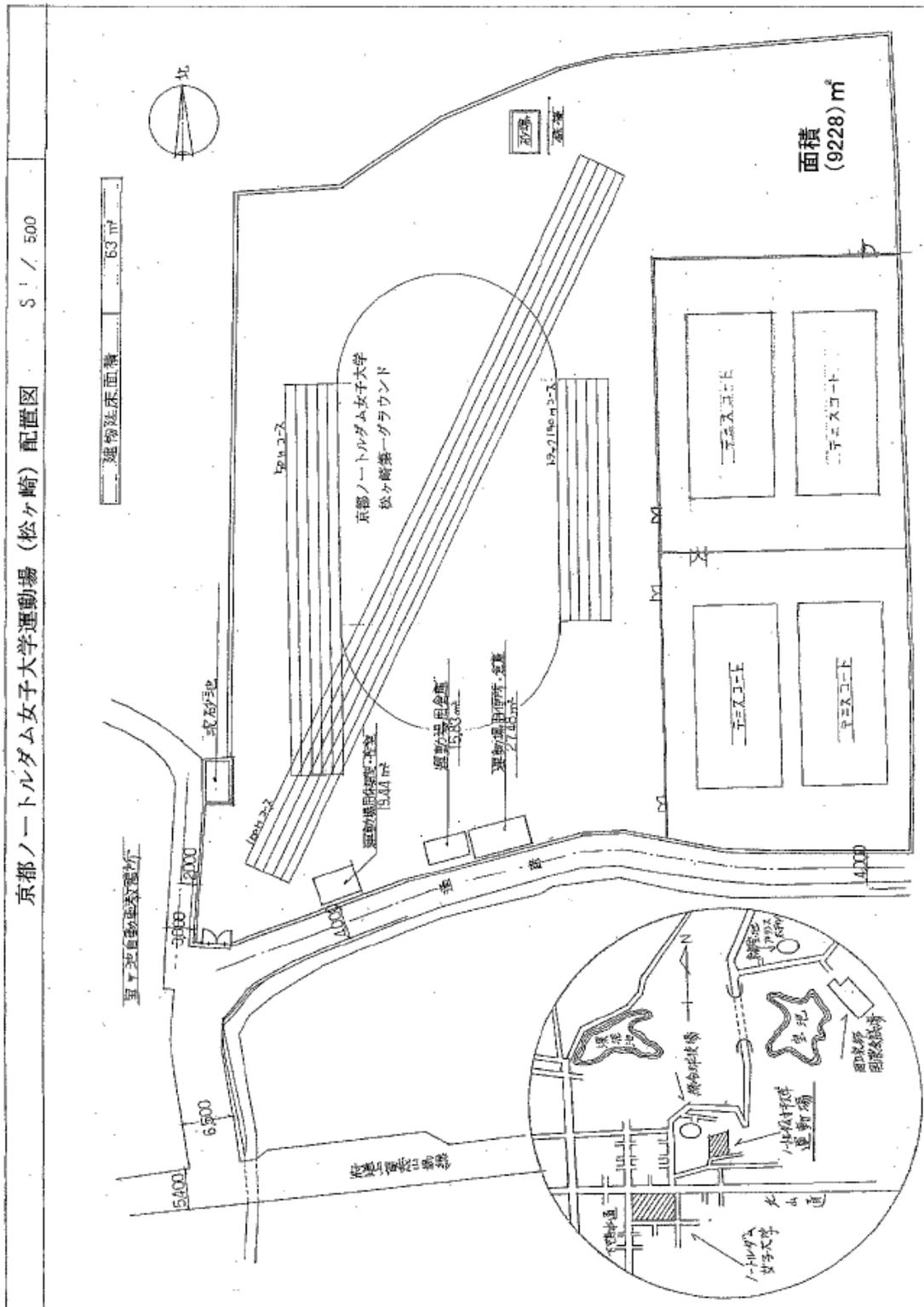
京都ノートルダム女子大学

(2) 最寄り駅からの距離や交通機関がわかる図面



- ・最寄り駅 京都市営地下鉄烏丸線 北山駅
- ・大学は、北山駅から東へ700メートルに位置

京都ノーートルダム女子大学運動場（松ヶ崎）配置図 S1 / 500



※ 運動場まで大学敷地から約300メートル 徒歩5分



# 京都ノートルダム女子大学学則

## 第1章 目的及び自己点検・評価

### (目的)

第1条 京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、深く専門の学芸を教授研究するとともに、カトリック精神及び日本文化の優れた伝統を体し、教養高き女性を育成して我が国文化の推進に寄与することを目的とする。

2 本学は、その目的の実現のため、教育、研究活動を通じて社会との連携を深めるとともに、社会の発展に寄与するものとする。

### (自己点検・評価)

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を実施し、その改善・充実に努める。

2 自己点検及び評価の実施体制並びに方法については、別に規程で定める。

## 第2章 学部等及び学科

### (学部)

第2条 本学に国際言語文化学部、現代人間学部及び学部等連係課程実施基本組織として社会情報課程を置く。

(1) 国際言語文化学部は、言語・歴史・文学・思想・芸術・倫理・宗教など、人々の生活形成の様式と内容の総体である「文化」という視点から、「人間」存在の意味やその営為のありさまを学際的に学び、文化の多様性を理解し、異文化に対する寛容な国際感覚を身につけ、幅広く社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(2) 現代人間学部は、人間やその生活、社会、自然に対する総合的な理解に基づく実践的な能力を身につけた人材を養成するため、学際的な学びを深め、専門知識の向上に相乗効果を発揮させた総合的な教育研究を行うことを目的とする。

(3) 社会情報課程は、社会における情報の意味とその働きを理解し、情報を科学的に取り扱うための基礎的な知識・技能と態度を身につけるとともに、自ら問いを立て、主体的に解決をめざせる能力を身につけることを目的とし、社会学、心理学、教育学など関連する人文・社会諸科学による学際的な教育研究を行う。

### (学科)

第3条 国際言語文化学部は英語英文学科、国際日本文化学科の2学科を置き、現代人間学部は生活環境学科、心理学科及びこども教育学科の3学科を置く。

2 現代人間学部こども教育学科に保育士養成課程（指定保育士養成施設）を置き、保育士養成課程に関し必要な事項は、別に規程で定める。

## 第3章 修業年限及び収容定員

### (修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、3年次編入学生の修業年限は2年とする。

### (在学期間)

第5条 在学期間は、8年を超えることはできない。ただし、転入学生及び編入学生の在学期

間は、修業年限の2倍までとする。

(学生定員)

第6条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

学部等	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
国際言語文化学部	英語英文学科	55人	—	220人
	国際日本文化学科	35	—	140
現代人間学部	生活環境学科	70【7】	—	280【28】
	心理学科	100【7】	—	400【28】
	こども教育学科	70【6】	—	280【24】
社会情報課程		20	—	20
備考 社会情報課程の入学定員及び収容定員は、現代人間学部の定員の内数とし、【 】は、各学科に係る内数を示す。				

#### 第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を分けて、次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 創立記念日（12月8日）
- (4) 春期休業日（3月21日から4月7日まで）
- (5) 夏期休業日（8月1日から9月30日まで）
- (6) 冬期休業日（12月24日から翌年1月7日まで）

2 学長は、必要により、臨時に休業し、又は、休業日に授業を課すことがある。

#### 第5章 教育課程、授業科目及び単位

(教育課程、授業科目及び単位)

第10条 教育課程、授業科目及び単位に関することは、別に規程で定める。

第11条 (削除)

(授業期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週を原則とする。

(授業の方法)

第13条 授業は、講義、演習、実験、実習及び実技により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

4 第21条第2項に定める卒業の要件として修得すべき単位のうち、第2項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(単位の授与)

第14条 授業科目の履修は、単位制とし、履修した授業科目に対しては、試験の上、単位を与えるものとする。ただし、第18条第2項の授業科目については、別に定める基準により単位を与えることができる。

2 成績評点は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。ただし、100点を満点とする評価を行うことが難しい授業科目については、別に定める方法によることができる。

第15条 (削除)

(入学前の既修単位等の認定)

第16条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得したものを含む)を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が入学前に行った第17条の2に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなすことができる単位数又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについて、合わせて30単位を超えないものとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第17条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協定に基づき、当該他大学等の授業科目を履修させ、修得した単位のうち30単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第31条の規定による留学の場合に準用する。この場合において、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる単位数は、前項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第17条の2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。この場合において、与えることができる単位は、前条の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(単位算定の基準)

第18条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授

業をもって1単位

(3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(履修登録単位数の制限)

第18条の2 各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、1年間及び1学期間に履修登録することができる単位数を制限する。

2 履修登録単位数の制限及びその取り扱いについては、別に規程で定める。

(教育職員免許状の取得)

第19条 教育職員免許状取得のための所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法の定めるところに従って必要な単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる免許状の種類は、次のとおりとする。

国際言語文化学部	英語英文学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	外国語 (英語)
	国際日本文化学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	国語
現代人間学部	生活環境学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	家庭
	こども教育学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状	
		特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者 肢体不自由者 病弱者

(司書資格の取得)

第20条 司書となる資格を得ようとする者は、図書館法の定めるところに従って本学所定の必要な単位を修得しなければならない。

(博物館学芸員資格の取得)

第20条の2 博物館学芸員となる資格を得ようとする者は、博物館法の定めるところに従って本学所定の必要な単位を修得しなければならない。

(司書教諭資格の取得)

第20条の3 司書教諭となる資格を得ようとする者は、第19条に定める科目を履修するほか学校図書館法の定めるところに従って本学所定の必要な単位を修得しなければならない。

(保育士資格の取得)

第20条の4 現代人間学部こども教育学科において、保育士となる資格を得ようとする者は、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則の定めるところにより、第10条に定める科目の単位を修得しなければならない。

第20条の5 (削除)

第20条の6 現代人間学部生活環境学科及び心理学科において、精神保健福祉士国家試験受験資格を得ようとする者は、本学が別に定めるところにより精神保健福祉士養成課程に在籍し、科目の単位を修得しなければならない。

(公認心理師受験資格の取得)

第20条の7 現代人間学部心理学科において、公認心理師受験資格を得ようとする者は、公認心理師法の定めるところにより、本学が別に定める科目の単位を修得しなければならない。

## 第6章 卒業及び学位の授与

(卒業及び学位)

第21条 第4条に定める年数以上本学に在学し、所定の授業科目を履修して、その単位を修得した学生には卒業証書を授与する。

- 2 卒業の要件となる単位の修得については、別に定める。
- 3 卒業の時期は、学年の終わり又は学期の終わりとする。
- 4 本学を卒業した者に、次の学士の学位を授与する。

国際言語文化学部

英語英文学科	学士（文学）
国際日本文化学科	学士（人間文化）

現代人間学部

生活環境学科	学士（生活環境）
心理学科	学士（心理学）
こども教育学科	学士（こども教育）
社会情報課程	学士（社会情報）

(卒業延期)

第21条の2 卒業の要件を満たした者が卒業時期の延期を希望するときは、これを許可することができる。

- 2 卒業延期について必要な事項は、別に定める。

## 第7章 入学

(入学時期)

第22条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、外国人留学生の入学の時期は、別に定める。

(入学資格)

第23条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常課程による12年の学校教育を修了した者（通常課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者

- (6) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) その他、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認められた者

(入学願)

第24条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書の提出その他の必要な手続きをしなければならない。

(入学許可)

第25条 学長は、学科試験及び身体検査その他の成績により選考の上、入学を許可する。

(入学手続)

第26条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学誓書及び在学保証書の提出及びその他の必要な入学手続きをしなければならない。

- 2 入学を許可された者が前項の手続きをしないときは、入学許可を取り消すことができる。

(保証人)

第27条 保証人は、父母又はこれに代わるべき者で、独立の生計を営み、保証人としての責務を確実に果たし得る者でなければならない。

- 2 父母又はこれに代わるべき者の許から直接通学できない者は、副保証人を必要とする。
- 3 副保証人は、京都市内又はその附近に在住する成年者で本学が適当と認められた者とする。ただし、外国人留学生にあつては、別に定める。
- 4 保証人は、その学生の在学中における一切のことについて連帯の責任を負わなければならない。
- 5 保証人が死亡し、又はその他の理由によって資格を失ったときは、新たに保証人を定めて届け出るものとする。

## 第8章 転学、編入学、転学部、転学科、留学、 休学、退学、除籍及び再入学

(転入学)

第28条 他の大学から、本学に転入学しようとする者は、転入学願を提出しなければならない。

- 2 学長は審査の上、転入学を許可する。
- 3 転入学願には、現に在学する大学の学長の承諾書を添付しなければならない。

(編入学)

第29条 本学に編入学しようとする者は、編入学願を提出しなければならない。

- 2 学長は、編入学定員を超えない範囲で、3年次に編入学を許可する。
- 3 前項の規定にかかわらず、2年次の学年定員に欠員が生じた場合には、2年次に編入学により学生を受け入れることがある。この場合の修業年限は3年とする。
- 4 前2項の規定により本学に編入学を志願できる者は、次のとおりとする。
  - (1) 3年次編入にあつては、大学を卒業した者又は大学に2年以上在学し、卒業要件となる単位を62単位以上修得した者又は修得見込みの者とし、2年次編入にあつては、大学を卒業した者又は大学に1年以上在学し、卒業要件となる単位を31単位以上修得した者又は修得見込みの者とする。
  - (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者(卒

業見込みの者を含む。)

(3) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者又は修了見込みの者。ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有するものに限る。

(4) 高等学校等の専攻科のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者又は修了見込みの者。

5 前4項に定めるほか、編入学に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(転出)

第30条 本学から他の大学に転学しようとする者は、その事由を具して学長に願い出て許可を受けなければならない。

(転学部及び転学科)

第30条の2 本学の学生で転学部及び転学科を希望する者があるときは、学年の始めに限り選考の上、これを許可することがある。

2 転学部及び転学科に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(留学)

第31条 外国の大学で学修しようとする者は、留学願を提出しなければならない。

2 学長は、留学の期間が1年を超えない期間の範囲で留学を許可する。ただし、特別の事情があるときは、さらに1年以内に限り延長の許可をすることがある。

3 留学の期間は、在学の期間に算入する。

(休学及び復学)

第32条 疾病その他やむを得ない事由により引き続き3ヵ月以上休学しようとする者又は休学の事由が止み復学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。なお、疾病の場合は医師の診断書の提出を要する。

(休学の期間)

第32条の2 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由があるときは、学長の許可を得て、さらに1年以内に限り休学することができる。

2 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学の期間は、在学の期間に算入しない。

(退学)

第33条 退学しようとする者は、その事由を具して、保証人連署の上、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第33条の2 学生が次の各号の一に該当するときは、除籍することができる。

(1) 第5条に掲げる在学期間を超えたとき。

(2) 第32条の2に規定する休学期間を超えてもなお復学できないとき。

(3) 病気その他の事由により成業の見込みがないと認められるとき。

(4) 授業料及び教育充実費又は在籍料の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しないとき。

(5) 死亡したとき。

(6) 長期にわたり行方不明となったとき。

2 前項第4号により除籍された者が、別に定める期間内に未納の額を納入し、復籍を願い出

たときは、除籍を取り消すことがある。

(再入学)

第34条 本学を退学し再度入学を希望する者があるときは、審査の上、これを許可することがある。

2 再入学に関し必要な事項は、別に規程で定める。

## 第9章 学生納入金

(入学検定料、入学金及び授業料等)

第35条 入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の費用のほか、実習費等を徴収する場合がある。

3 既納の入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費料は、返還しない。

(納入期)

第36条 入学検定料及び入学金は、指定する期日までに納めなければならない。

2 授業料及び教育充実費は、年額の2分の1相当額を次の納入期に納めなければならない。ただし、新入学生にあっては、別に納入期日を設ける。期日までに納入がないときは、入学の許可を取り消すことがある。

学期	納入期
前期	4月1日から 4月30日まで
後期	10月1日から 10月31日まで

第36条 (削除)

第37条 (削除)

(授業料等の延納及び分納)

第38条 授業料及び教育充実費の全部又は一部を指定する期日までに納入できない事由があるときは、遅滞なく願い出て延納又は分納の許可を受けなければならない。

2 前項の延納及び分納に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(休学中の在籍料)

第39条 学年又は学期を通して休学を許可された場合は、別表に定める在籍料を指定する期日までに納めなければならない。

2 既納の在籍料は、返還しない。

(入学検定料、入学金及び授業料等の減免)

第40条 成績優秀にして、学資の支弁が極めて困難な者、その他本学が定める条件を満たす者には、入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費を減免することがある。

2 前項の減免に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(奨学金)

第41条 成績優秀な者又は経済的理由により修学困難な者には、選考の上、奨学金を支給又は貸与することができる。

2 奨学生及び奨学金に関し必要な事項は、別に規程で定める。

## 第10章 科目等履修生、単位互換履修生、聴講生、 外国人留学生及び外国人研究員

(科目等履修生・単位互換履修生)

- 第42条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目のうち、1又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として許可することができる。
- 2 他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)の学生で、大学間の協定に基づき、特定の授業科目を定め履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考の上、単位互換履修生として許可することができる。
- 3 科目等履修生及び単位互換履修生に対する単位の授与については第14条の規定を準用する。
- 4 科目等履修生及び単位互換履修生に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(聴講生)

- 第43条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目のうち、1又は複数の授業科目の聴講を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として許可することができる。
- 2 聴講生に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(外国人留学生)

- 第44条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する女子及び外国の大学との協定に基づき、本学に留学を希望する女子があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。
- 2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(外国人研究員)

- 第45条 外国の大学との協定に基づき、本学において研究を希望する者があるときは、選考の上、外国人研究員として受け入れることがある。

## 第11章 公開講座

(公開講座)

- 第46条 本学は、随時に公開講座を開設することがある。
- 2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

## 第12章 賞 罰

(表彰)

- 第47条 学生として品行方正で学業優秀な者、又は他の学生の範とすべき篤行ある者には、表彰することがある。

(懲戒)

- 第48条 学則その他本学の定める諸規程に違反し、学生の本分に反する行為のあったときは、学長は懲戒を行う。
- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号に該当する学生に対してのみ行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由なくして出席常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

### 第13章 職員組織

(職員)

- 第49条 本学に学長、教授、准教授、講師及び助教並びに事務職員その他職員を置く。
- 2 本学に副学長を置くことがある。副学長は学長を助け、学長の命を受け校務をつかさどる。
  - 3 学部に学部長を置く。学部長は学部を統括し、校務をつかさどる。
  - 4 各学科に学科主任を置く。学科主任は学科の業務を掌理する。
  - 5 社会情報課程に課程長を置く。課程長は課程を統括し、業務を掌理する。

(教授会)

第50条 学部及び社会情報課程に学校教育法第93条第1項に規定する教授会を置く。

(教授会の審議事項)

第51条 教授会の審議事項は、別に規程で定める。

### 第14章 教育研究センター

(教育研究センター)

- 第52条 本学に次の教育研究センターを置く。
- (1) 教育センター
  - (2) キャリアセンター
  - (3) カトリック教育センター
  - (4) 国際教育センター
- 2 教育研究センターに関する必要な事項は、別に規程で定める。

### 第15章 図書館情報センター

(図書館情報センター)

- 第53条 本学に図書館情報センターを置く。
- 2 図書館情報センターに関する必要な事項は、別に規程で定める。

### 第16章 附属施設

(附属施設)

- 第54条 本学に次の附属施設を置く。
- (1) 心理臨床センター
  - (2) 学生寮
- 2 附属施設に関し必要な事項は、別に規程で定める。

### 第17章 補則

(細則)

第55条 この学則の実施に際し必要な事項は、別に細則で定める。

(学則の改正)

第56条 この学則の改正には、大学評議会の議を経て、学校法人ノートルダム女学院理事会の承認を得るものとする。

附 則

この学則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年3月22日改正）

この改正は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年3月20日改正）

この改正は、昭和42年4月1日から施行する。但し、昭和42年3月31日以前の入学者の授業料については、従前の例による。

附 則（昭和43年3月20日改正）

この改正は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年3月20日改正）

この改正は、昭和44年4月1日から施行する。但し、昭和44年3月31日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和46年3月20日改正）

この改正は、昭和46年4月1日から施行する。但し、第32条の改正は、同年1月1日から適用する。なお、昭和46年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。但し、第10条別表の改正は、この限りでない。

附 則（昭和47年3月20日改正）

この改正は、昭和47年4月1日から施行する。但し、昭和47年3月31日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年3月20日改正）

この改正は、昭和48年4月1日から施行する。但し、第32条の改正は、同年1月1日から適用する。

附 則（昭和49年3月20日改正）

この改正は、昭和49年4月1日から施行する。但し、第32条の改正は、同年1月1日から適用する。なお昭和49年3月31日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和50年3月20日改正）

この改正は、昭和50年4月1日から施行する。但し、第32条の改正は、同年1月1日から適用する。なお昭和50年3月31日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年3月20日改正）

この改正は、昭和51年4月1日から施行する。但し、第32条の改正は、同年1月1日から

適用する。なお昭和 51 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 52 年 3 月 22 日改正）

この改正は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。なお、昭和 52 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 53 年 3 月 20 日改正）

この改正は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 3 2 条の改正は、同年 1 月 1 日から適用する。なお昭和 53 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 54 年 3 月 20 日改正）

この改正は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 54 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料および別表については、なお従前の例による。

附 則（昭和 55 年 3 月 21 日改正）

この改正は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 3 2 条の改正は昭和 54 年 11 月 1 日から適用する。なお昭和 55 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 56 年 3 月 20 日改正）

この改正は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 3 2 条の改正は、昭和 55 年 11 月 1 日から適用する。なお昭和 56 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 57 年 3 月 20 日改正）

この改正は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 3 2 条の改正は、昭和 56 年 11 月 1 日から適用する。なお昭和 57 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 58 年 3 月 15 日改正）

この改正は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 58 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 59 年 3 月 15 日改正）

この改正は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 59 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 60 年 3 月 15 日改正）

この改正は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 60 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 61 年 3 月 15 日改正）

この改正は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 61 年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（昭和 62 年 3 月 16 日改正）

この改正は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 3 2 条の改正は、昭和 61 年 11 月 1

日から適用する。なお昭和 62 年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（昭和 63 年 3 月 16 日改正）

この改正は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 63 年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成元年 3 月 16 日改正）

この改正は、平成元年 4 月 1 日から施行する。但し、平成元年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 年 3 月 20 日改正）

この改正は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 3 3 条第 1 項の改正は、平成元年 11 月 1 日から適用する。なお、平成 2 年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 3 年 3 月 6 日改正）

この改正は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。但し、平成 3 年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 4 年 1 月 22 日改正）

この改正は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 3 3 条第 1 項の改正は、平成 3 年 11 月 1 日から適用し、第 7 章の改正は、平成 4 年 3 月 1 日から適用する。なお、平成 4 年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 5 年 1 月 20 日改正）

この改正は、平成 4 年から施行する。但し、第 3 2 条の改正は、平成 4 年 10 月 1 日から適用する。なお、平成 5 年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 6 年 3 月 11 日改正）

この改正は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 5 条第 1 項の改正は、平成 5 年 10 月 1 日から適用する。なお、平成 6 年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 1 月 17 日改正）

この改正は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 6 条の改正は、平成 6 年 10 月 1 日から適用する。なお、平成 7 年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年 1 月 16 日改正）

この改正は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 6 条の改正は、平成 7 年 10 月 1 日から適用する。なお、平成 8 年 3 月 31 日以前の入学者については、第 1 1 条別表の生活文化学科専門教育科目のうち平成 7 年度以前入学者にも適用する 3 科目及び特定目的海外研修科目を除き、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 1 月 14 日改正）

1 この改正は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 6 条の改正は、平成 8 年 10 月 1 日から適用する。なお、平成 9 年 3 月 31 日以前の入学者については、第 1 1 条別表の英語英文学科専門教育科目のうち平成 8 年度以前入学者にも適用する 3 科目及び特定目的海外研

修科目を除き、なお従前の例による。

- 2 第11条別表の司書に関する科目は、図書館法施行規則の一部改正（平成8年8月28日省令第27号）に伴い平成9年4月1日に改正し、平成10年4月1日から施行する。ただし、旧規程と新規程の経過措置として旧規程の科目の単位を平成10年3月31日まで存続させ、平成8年度以前入学者については、平成12年3月31日までの間、旧規程で修得した科目の単位を新規程の相当する科目の単位とみなす。

附 則（平成10年1月20日改正）

- 1 この改正は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 第15条、第16条の改正、及び別表（第11条関係）の改正における教養共通科目統合科目「コンピューターの基礎」については、平成10年度以後の入学者に適用する。
- 3 第34条及び第36条の改正は、平成9年10月1日から適用する。ただし、平成9年度以前の入学者に係る授業料の年額については、改正後の第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成9年度以前において、本学との協定に基づき、本学の授業科目を履修した他大学（外国の大学を含む。）の学生については、改正後の第42条の規定により履修したものとする。
- 5 別表（第11条関係）の英語英文学科専門教育科目「同時通訳法」の改正に係る経過措置については、当該学科の定めるところによる。

附 則（平成10年12月18日改正）

- 1 この改正は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 第36条の2は、平成10年10月1日から適用する。ただし、平成10年度以前の入学者に係る授業料の年額については、第36条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第40条の改正は、平成10年10月1日から適用する。ただし、平成10年度以前の入学者に係る休学中の授業料については、改正後の第40条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第49条及び第50条の改正は、平成11年1月1日から適用する。
- 5 別表（第11条関係）の英語英文学科専門教育科目「同時通訳入門」「外国語としての日本語」に係る経過措置については、当該学科の定めるところによる。
- 6 別表（第11条関係）の生活文化学科専門教育科目「住生活学」「住宅論」「住居史」「住宅構造学Ⅰ・Ⅱ」「住居材料学実習」「家庭教育」に係る経過措置については、当該学科の定めるところによる。

附 則（平成11年12月22日改正）

- 1 この改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第3条、第6条、第10条、第11条、第15条、第19条及び第21条の改正は、平成12年度入学生から適用し、平成11年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第6条に定める英語英文学科及び生活文化学科の平成12年度から平成14年度までの収容定員に係る経過措置については、次のとおりとする。

平成12年度	英語英文学科	収容定員	710名	生活文化学科	収容定員	240名
平成13年度	〃	〃	620名	〃	〃	160名
平成14年度	〃	〃	530名	〃	〃	80名

附 則（平成12年12月21日改正）

- 1 この改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条に定める英語英文学科の平成13年度から平成14年度までの収容定員につ

いては、第6条の規定にかかわらず次のとおりとする。

平成13年度 英語英文学科 収容定員 642名

平成14年度 英語英文学科 収容定員 574名

- 3 第11条(別表)(博物館学芸員に関する科目を除く)の改正は、平成13年度入学者から適用し、平成12年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 4 第19条の改正は、平成13年度入学者から適用し、平成12年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 5 第10条、第11条及び第20条の2の改正については、平成12年度以後入学者のうち人間文化学科入学者に適用し、平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 6 第30条の2の改正は、平成12年度入学者から適用し、平成11年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則 (平成13年12月12日改正)

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月12日改正)

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月9日改正)

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月15日改正)

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年12月18日改正)

- 1 第34条に関する改正は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 第54条に関する改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 3 第10条、第11条、第11条(別表)及び第15条の改正は、平成16年4月1日から施行する。  
なお、この改正は、平成16年度入学者から適用し、平成15年度以前の入学者については従前の例による。

附 則 (平成16年12月22日改正)

- 1 この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第3条、第6条、第10条、第11条、第11条別表(人間文化学部の「キリスト教音楽」「キャリア形成」「ことばの習得」「演劇法の基礎」「演劇法」「栄養学概論」「ライフステージと食生活」「食品官能評価論」及び「食品流通論」を除く。)、第15条、第19条及び第21条の改正は、平成17年度入学者から適用し、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第6条に定める人間文化学科及び生涯発達心理学科の平成17年度から平成19年度までの収容定員に係る経過措置については、次のとおりとする。

平成17年度	人間文化学科	収容定員 211名	生涯発達心理学科	収容定員 389名
平成18年度	人間文化学科	収容定員 226名	生涯発達心理学科	収容定員 274名
平成19年度	人間文化学科	収容定員 241名	生涯発達心理学科	収容定員 137名

附 則 (平成17年3月9日改正)

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 21 日改正）

- 1 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 11 条（別表）の改正は、平成 18 年度入学者から適用し、平成 17 年度以前の入学者については、なお従前の例による。ただし、「インターンシップ」「英語で学ぶ日本文化」「日中文化交流史」「専門書講読Ⅰ」「専門書講読Ⅱ」及び「教育経営論」に係る改正は、平成 16 年度入学者から適用し、平成 15 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 第 19 条の改正は、平成 18 年度入学者から適用し、平成 17 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日改正）

この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。  
文学部生活文化学科は、平成 18 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則（平成 18 年 11 月 22 日改正）

- 1 この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 15 条、第 19 条、第 20 条の 4、及び第 21 条の改正は、平成 19 年度入学生から適用し、平成 18 年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 6 条に定める人間文化学部生活福祉文化学科の平成 19 年度から平成 21 年度までの収容定員に係る経過措置については、次のとおりとする。

平成 19 年度	人間文化学部生活福祉文化学科収容定員	293 名
平成 20 年度	人間文化学部生活福祉文化学科収容定員	190 名
平成 21 年度	人間文化学部生活福祉文化学科収容定員	95 名

附 則（平成 18 年 12 月 20 日改正）

- 1 この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 11 条別表（小学校教育実習及び幼稚園教育実習に係るものを除く。）の改正は、平成 19 年度入学生から適用し、平成 18 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 3 月 20 日改正）

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 27 日改正）

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 9 月 26 日改正）

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 19 日改正）

- 1 この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 10 条、第 11 条及び第 11 条別表の改正は、平成 20 年度入学生から適用し、平成 19 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 1 月 30 日改正）

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 23 日改正）

この改正は、平成 20 年 7 月 24 日から施行する。ただし、別表 1 の改正は、平成 21 年度入学生から適用し、平成 20 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 12 月 24 日改正）

- 1 この改正は、平成 20 年 12 月 25 日から施行する。
- 2 第 15 条の人間文化学科に係る改正は、平成 20 年度入学生から適用し、平成 19 年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 別表 1 の改正は、平成 21 年度入学生から適用し、平成 20 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 1 月 28 日改正）

- 1 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条に定める人間文化学部人間文化学科の平成 22 年度の収容定員に係る経過措置については、次のとおりとする。

平成 22 年度 人間文化学部人間文化学科 収容定員 248 名

附 則（平成 21 年 3 月 18 日改正）

この改正は、平成 21 年 3 月 19 日から施行する。ただし英語Ⅲ・Ⅳ（リーディング&ライティング）及び生活福祉文化学部のノートルダム学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲに係る改正は、平成 20 年度入学生から適用し、平成 19 年度以前入学生については、なお従前に例による。

附 則（平成 21 年 5 月 20 日改正）

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 28 日改正）

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 24 日改正）

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 22 年度入学生から適用し、平成 21 年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 1 月 27 日改正）

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 17 日改正）

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 5 月 28 日改正）

この改正は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 10 月 19 日改正）

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 23 年度入学生から適用し、平成 22 年度以前入学生については、なお従前の例による（ノートルダム学Ⅰ～Ⅲ及び基礎技能演習の単位数の記載に係るもの並びにウェブデザイン実務士に関する科目に係るものを除く。）。

附 則（平成 23 年 1 月 18 日改正）

- 1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第19条及び別表1の改正は、平成23年度入学者から適用し、平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月29日改正）

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。  
 2 人間文化学部生活福祉文化学科及び生涯発達心理学科は、平成23年3月31日をもって廃止する。

附 則（平成23年10月18日改正）

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。  
 2 第6条に係る改正は、平成25年4月1日から施行する。改正後の第6条に定める心理学部心理学科の平成25年度の収容定員に係る経過措置については、次のとおりとする。

心理学部	心理学科	収容定員	670名
	発達心理専攻	収容定員	129名
	学校心理専攻	収容定員	210名
	臨床心理専攻	収容定員	331名

- 3 第20条の6及び別表1に係る改正は、平成24年度入学者から適用し、平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。ただし、平成24年度以後に編入学した者及び再入学した者については、入学時点の学年にかかわらず、改正後の規定によることができる。

附 則（平成24年1月17日改正）

- 1 この改正は、第21条の2に係るものについては改正の日から、それ以外については平成24年4月1日から、それぞれ施行する。ただし、第10条、第11条、第15条並びに別表1に定める授業科目の区分（異なる区分への授業科目の移動を含む。）、履修条件及び授業科目のうち次に掲げるもの並びに平成23年10月18日の改正に係る生活福祉文化学部専門教育科目に係る改正は、平成24年度以後の入学者に適用し、平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。

ノートルダム学Ⅰ・Ⅱ、キリスト教音楽、基礎演習Ⅰ・Ⅱ、学びの扉Ⅰ・文化学、学びの扉Ⅱ・京都学、学びの扉Ⅲ・芸術学、学びの扉Ⅳ・文学、学びの扉Ⅴ・ことば学、学びの扉Ⅵ・女性学

- 2 平成23年度以前の入学者は、前項の規定にかかわらず、この改正（平成23年10月18日の改正を含む。）前の別表1の授業科目（以下「旧科目」という。）のうち次2項に掲げるものを除く旧科目を履修することができる。ただし、各学部（共通教育科目にあつては教務委員会）が別に定める期間内に限る。  
 3 平成23年度以前の入学者が、次の表に定める改正後の別表1の授業科目（以下「新科目」という。）を履修したときは、対応する旧科目に読替える。ただし、特に必要がある場合で、各学部（共通教育科目にあつては教務委員会）が適当と認めるときは、これ以外の科目の組合せについて読替えることができる。

新科目	旧科目
キリスト教入門	人間と宗教
健康スポーツ演習	健康スポーツ実習
アラビア語Ⅰ	アラビア語とアラブ文化Ⅰ
アラビア語Ⅱ	アラビア語とアラブ文化Ⅱ
日本語コミュニケーションⅠ	言語コミュニケーションⅠ
日本語コミュニケーションⅡ	言語コミュニケーションⅡ
日本語コミュニケーションⅢ	言語コミュニケーションⅢ

発展演習 I	専門書講読 I
発展演習 II	専門書講読 II
心理学研究法	心理学研究法入門
心理検査法	心理検査法入門
心理統計法 I 及び心理統計法 II	心理統計法
推測統計学 I 及び推測統計学 II	推測統計学

4 次の表の旧科目の単位を既に修得した者は、対応する新科目を履修できない。

新科目	旧科目
キャリア形成	キャリア形成 I
キャリア形成	キャリア形成 II
英語応用 a	英語応用 IV
英語応用 b	英語応用 VI
英語応用 c	英語応用 VII
英語応用 e	英語応用 II
英語応用 f	英語応用 III
英語応用 g	英語応用 I
英語応用 h	英語応用 V
英語応用 j	英語応用 VIII
日本古典文学講読	日本文学講読 I
日本近代文学講読	日本文学講読 II
日本文学特講	文学特講 I
識字活動と子どもの権利	識字活動と児童図書出版支援
昔話とストーリーテリング	口承文化としての昔話・伝説
図書館情報技術論	情報機器論
日中近代語彙比較論	日中文化比較語彙論
漢文学入門	文学特講 II
漢文学特講	日中文化交流史
朝鮮文化論	朝鮮文学講読
アラブ文学特講	文学特講 III
比較文学講読	比較文学講読 I
西洋美術史	西洋近代美術
音楽鑑賞法	音楽学概論
西洋思想史（古代・中世）	西洋思想史（古代）
キリスト教とラテン語 I	初歩のラテン語 I
キリスト教とラテン語 II	初歩のラテン語 II
精神医学 I	精神保健学
図書館制度・経営論	図書館経営論
図書館サービス概論	図書館サービス論
情報サービス論	情報サービス概説
○情報サービス演習 I	情報検索演習
情報サービス演習 II	レファレンスサービス演習
図書館情報資源概論	図書館資料論
情報資源組織論	資料組織概説
情報資源組織演習	資料組織演習

図書館情報資源特論	専門資料論
図書館サービス特論	資料特論
○図書・図書館史	図書及び図書館史
博物館情報・メディア論	視聴覚メディア論

(備考)

- 平成 23 年度以前の入学者が履修した新科目の単位は、相当する旧科目の属する科目区分（人間文化学科に入学した者が○印を付した新科目を履修した場合にあっては専門教育科目及び司書に関する科目の両方の区分）に算入する。
- 視聴覚メディア論の単位を既に修得した者で、博物館情報論の単位を修得していないものは、表の規定にかかわらず、博物館情報・メディア論を履修できる。ただし、卒業要件単位には算入しない。
- 司書に関する科目及び学芸員に関する科目の移行措置については、本学学則に定めるもののほか、関係法令の定めるところによる。

附 則（平成 24 年 3 月 27 日改正）

- この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条、第 10 条、第 11 条、第 15 条及び別表 2 並びに別表 1 に定める授業科目の区分（異なる区分への授業科目の移動を含む。）、履修条件、必修科目及び次に掲げる授業科目に係る改正は、平成 25 年度以後の入学者に適用し、平成 24 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

現代社会調査演習Ⅰ、現代社会調査演習Ⅱ

- 平成 24 年度以前の入学者は、前項の規定にかかわらず、この改正前の別表 1 の授業科目（以下「旧科目」という。）のうち次項に掲げるものを除く旧科目を履修することができる。ただし、心理学部が別に定める期間内に限る。
- 平成 24 年度以前の入学者が、次の表に定める改正後の別表 1 の授業科目（以下「新科目」という。）を履修したときは、対応する旧科目に読替える。

新科目	旧科目
心理テスト入門	心理検査法入門
心理テスト実習	心理検査法実習

- 次の表の旧科目の単位を既に修得した者は、対応する新科目を履修できない。

新科目	旧科目
現代青年の心理学	青年心理学
パーソナリティ心理学	人格心理学
現代社会の心理学	社会心理学
対人関係の心理学	人間関係論
心理療法概論	心理療法技法論

(備考)

平成 24 年度以前の入学者が履修した新科目の単位は、相当する旧科目の属する科目区分に算入する。

附 則（平成 24 年 9 月 18 日改正）

- この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 24 年度以前の入学者は、前項の規定にかかわらず、この改正前の別表 1 の授業科目を履修することができる。ただし、生活福祉文化学部が別に定める期間内に限る。

附 則（平成 25 年 1 月 15 日改正）

- 1 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 に定める授業科目の区分（異なる区分への授業科目の移動を含む。）、履修条件、必修科目及び次に掲げる授業科目に係る改正は、平成 25 年度以後の入学者に適用し、平成 24 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

現代社会調査演習Ⅰ、現代社会調査演習Ⅱ、発達検査論、老年期の心理学、教師論、教育学、道徳の指導法、特別活動の指導法

- 2 平成 24 年度以前の入学者は、前項の規定にかかわらず、この改正前の別表 1 の授業科目（以下「旧科目」という。）を履修することができる。ただし、各学部（共通教育科目にあっては教務委員会）が別に定める期間内に限る。
- 3 平成 24 年度以前の入学者が、次の表に定める改正後の別表 1 の授業科目（以下「新科目」という。）を履修したときは、対応する旧科目に読替える。

新科目	旧科目
英語基礎Ⅰ	英語Ⅰ（リーディング）
英語総合Ⅰ	英語Ⅰ（ライティング）
英語基礎Ⅱ	英語Ⅱ（リーディング）
英語総合Ⅱ	英語Ⅱ（ライティング）
心理テスト入門	心理検査法入門
心理テスト実習	心理検査法習

- 4 次の表の旧科目の単位を既に修得した者は、対応する新科目を履修できない。

新科目	旧科目
現代青年の心理学	青年心理学
パーソナリティ心理学	人格心理学
現代社会の心理学	社会心理学
対人関係の心理学	人間関係論
心理療法概論	心理療法技法論

（備考）

平成 24 年度以前の入学者が履修した新科目の単位は、相当する旧科目の属する科目区分に算入する。

- 5 平成 21 年度以前の入学生で、平成 24 年度までに総合演習の単位を修得していないものが、教育職員免許状の取得を希望するときは、取得を希望する校種に応じ、教職実践演習（中・高）又は教職実践演習（幼・小）の単位を修得しなければならない。

附 則（平成 25 年 2 月 19 日改正）

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 26 日改正）

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 24 日改正）

この改正は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 21 日改正）

- 1 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 10 条、第 11 条及び別表 1 に係る改正は、平成 26 年度以後の入学者に適用し、平成 25

年度以前の入学者については、なお従前の例による。

- 3 平成 25 年度以前の入学生については、前項の規定にかかわらず、この改正後の別表 1 の授業科目の履修をもって改正前の別表 1 の授業科目を履修したものと読替える等の移行措置を講じるものとする。この場合の履修方法等については別に定める。

附 則（平成 26 年 6 月 17 日改正）

この改正は、平成 26 年 6 月 17 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 17 日改正）

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条中、心理学部に係る改正及び別表 1 のうち心理学部の専門教育科目に係る改正については、平成 27 年度以後の入学者に適用し、平成 26 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 2 第 15 条中、人間文化学部に係る改正については、前項の規定にかかわらず、平成 26 年度以後の入学者に適用し、平成 25 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 平成 26 年度以前の入学者は、第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる科目を履修することができる。ただし、国語学特講及びビジネスライティングについては、人間文化学部が別に定める期間内に限る。

国語学特講、ビジネスライティング、心理学英文講読（応用）

- 4 平成 26 年度以前の入学者が、この改正後の別表 1 の授業科目（以下「新科目」という。）のうち心理学英文講読（応用）の単位を修得したときは、改正前の別表 1 の授業科目（以下「旧科目」という。）のうち心理学英文講読の単位を修得したものとみなす。
- 5 旧科目のビジネスライティングの単位を修得した者は、新科目のキャリアとコミュニケーションを履修できない。

附 則（平成 28 年 2 月 23 日改正）

- 1 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表 1 のうち共通教育科目及び生活福祉文化学部専門教育科目（大学コンソーシアム京都提供専用科目を除く。）に係る改正については、平成 28 年度以後の入学者に適用し、平成 27 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 平成 27 年度以前の入学者で、老人福祉論Ⅰの単位を修得していないものは、前項の規定にかかわらず、改正後の別表 1 の授業科目のうち老人福祉論を履修することができる。この場合において、当該科目を履修したときは、老人福祉論Ⅰを履修したものと読替える。
- 4 平成 27 年度以前の入学者で、西洋美術史の単位を既に修得した者は、西洋美術史Ⅱを履修できない。
- 5 第 1 項の規定にかかわらず、別表 1 のうち司書に関する科目に係る改正については、平成 29 年度以後の入学者に適用し、平成 28 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 6 平成 28 年度以前の入学者で、情報資源組織演習の単位を修得していないものは、前項の規定にかかわらず、改正後の別表 1 の授業科目のうち情報資源組織演習Ⅰ及び情報資源組織演習Ⅱを履修することができる。この場合において、当該 2 科目の単位を修得したときは、情報資源組織演習の単位を修得したものと読替える。

附 則（平成 28 年 5 月 27 日改正）

この改正は、平成 28 年 5 月 27 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 21 日改正）

この改正は、平成 28 年 6 月 21 日から施行する。

附 則（平成 29 年 1 月 17 日改正）

- 1 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の学則による生活福祉文化学部生活福祉文化学科及び心理学部心理学科は、改正後の学則の規定にかかわらず、当該学部学科に学生が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 10 条、第 11 条、第 13 条第 4 項、第 15 条、第 19 条第 2 項、第 20 条の 4、第 20 条の 5、第 20 条の 6、第 21 条第 4 項に係る改正は、平成 29 年度以降の入学者に適用し、平成 28 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 4 改正後の学則に係る経過措置その他の必要な事項は、当該学部の教授会が定める。
- 5 改正後の学則第 6 条に定める学生の収容定員については、同条の規定にかかわらず、平成 29 年度から平成 31 年度までについては、次の表のとおりとする。

学部	学科	収容定員 (人)		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
人間文化学部	英語英文学科	420	390	360
	人間文化学科	230	220	210
生活福祉文化学部	生活福祉文化学科	310	210	105
心理学部	心理学科	496	336	168
	現代心理専攻	94	64	32
	学校心理専攻	156	106	53
	臨床心理専攻	246	166	83
現代人間学部	福祉生活デザイン学科	70	140	210
	心理学科	100	200	300
	こども教育学科	70	140	210
計		1696	1636	1563

附 則（平成 29 年 7 月 25 日改正）

- 1 この改正は、平成 29 年 7 月 25 日から施行する。
- 2 第 35 条別表の改正は、平成 30 年度入学生から適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 20 日改正）

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度以後入学者から適用する。ただし、平成 29 年度以前に現代人間学部心理学科又は心理学部心理学科に入学した者については、公認心理師法の定める経過措置によることができる。

附 則（平成 30 年 5 月 25 日改正）

- 1 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 1 月 17 日改正の附則第 5 項の表中、第 1 欄の「人間文化学部」は「国際言語文化学部」に、第 2 欄の「人間文化学科」は「国際日本文化学科」に読み替える。

附 則（平成 31 年 2 月 26 日改正）

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 24 日改正）

この改正は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年4月21日改正）

- この改正は、令和2年5月1日から施行し、第33条の2第1項第4号、第35条、第35条の2、第38条及び第40条の改正規定並びに別表の改正については、令和3年度入学生（転入学、編入学及び再入学を含む。）から適用するものとし、第3条第1項、第6条、第19条第2項、第20条の5、第20条の6及び第21条第4項の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 令和2年度以前の入学者に係る授業料その他の納入金（授業料、教育充実費、施設設備費、卒業費）については、なお従前のおりとし、既納の授業料その他の納入金は返還しない。
- 令和2年度以前の現代人間学部福祉生活デザイン学科入学者は、改正後の規定にかかわらず改正前の第3条第1項、第6条、第19条第2項、第20条の5、第20条の6及び第21条第4項の規定を引き続き適用する。

附 則（令和3年4月23日改正）

- この改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 改正後の学則第6条に定める国際言語文化学部の学生定員は、同条の規定にかかわらず、令和4年度については、次の表のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
国際言語文化学部	英語英文学科	80人	3年次 2人	327人
	国際日本文化学科	50	3	203

附 則（令和4年1月25日改正）

- この改正は、令和4年1月25日から施行する。
- 第52条に係る改正は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年4月26日改正）

- この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 改正後の学則第6条に定める現代人間学部及び社会情報課程の学生定員は、同条の規定にかかわらず、令和5年度から令和7年度までについては、次の表のとおりとする。

学部等	学科	収容定員 (人)		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
現代人間学部	生活環境学科	280【7】	280【14】	280【21】
	心理学科	400【7】	400【14】	400【21】
	こども教育学科	280【6】	280【12】	280【18】
社会情報課程		20	40	60
備考 社会情報課程の入学定員及び収容定員は、現代人間学部の定員の内数とし、【 】は、各学科に係る内数を示す。				

附 則（令和5年2月21日改正）

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日改正）

- この改正は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 改正後の学則第6条に定める国際言語文化学部の学生定員は、同条の規定にかかわらず、令和6年度から令和8年度については、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	収容定員		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
国際言語 文化学部	英語英文学科	297	270	245
	国際日本文化学科	188	170	155

別表 (第35条及び第39条関係)

1 入学検定料 (第35条関係)

区 分	入 試 種 別	入学検定料
ア	イ、ウ以外の入学試験	35,000 円
イ	総合型入学試験 学校推薦入学試験 一般入学試験 外国人留学生入学試験 外国人留学生指定校推薦入学試験	10,000 円
ウ	大学入学共通テスト利用入学試験	5,000 円

ただし、学長が必要と認める場合は、入学検定料をこの表に関わらず決定することができる。

2 入学金、授業料及び教育充実費 (第35条関係)

入 学 金	授業料(年額)	教育充実費(年額)
200,000 円	840,000 円	340,000 円

ただし、卒業要件単位の不足により修業年限を超えて在籍する者及び第21条の2の規定により卒業の延期を許可された者の授業料は、以下に掲げるとおりとし、教育充実費を要しない。

① 不足単位が4単位以下の場合

授業料 (学期)
210,000 円

(単位数の算出において、「卒業研究」及び通年科目は所定単位数の2分の1とする。以下同じ。)

② 不足単位が4単位を超える場合

授業料 (学期)
210,000 円 + (20,000 円 × (不足単位数 - 4)) (最高額 420,000 円)

③ 卒業の延期を許可された場合

授業料 (学期)
100,000 円 + (20,000 円 × 履修登録科目の総単位数) (最高額 420,000 円)

3 在籍料 (第39条関係)

学 期
60,000 円

## 変更事項を記載した書類

### 1. 第6条関係

表中の国際言語文化学部英語英文学科の入学定員「80」人を「55」人、編入学定員「2」人を「0（－）」人とし、収容定員「324」人を「220」人に改める。

また、同表の国際言語文化学部国際日本文化学科の入学定員「50」人を「35」人、編入学定員「3」を「0（－）」人とし、収容定員「206」人を「140」人に改める。

### 2. 学則関係

改正日 令和5年3月24日を記載する。

第1項 令和6年4月1日の施行日を記載する。

第2項 令和6年度から令和8年度の国際言語文化学部（英語英文学科、国際日本文化学科）の収容定員を表により記載する。

京都ノートルダム女子大学学則一部改正（案）

新旧対照表

新（改正）					旧（現行）																																																																				
京都ノートルダム女子大学学則					京都ノートルダム女子大学学則																																																																				
<p>（目的）</p> <p>第1条 京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法……（略）</p> <p>第1条の2から第5条まで （略）</p> <p>（学生定員）</p> <p>第6条 本学の学生定員は、次のとおりとする。</p>					<p>（目的）</p> <p>第1条 京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法……（略）</p> <p>第1条の2から第5条まで （略）</p> <p>（学生定員）</p> <p>第6条 本学の学生定員は、次のとおりとする。</p>																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学部等</th> <th>学 科</th> <th>入学定員</th> <th>編入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国際言語 文化学部</td> <td>英語英文学科</td> <td>55人</td> <td>—</td> <td>220人</td> </tr> <tr> <td>国際日本文化学科</td> <td>35</td> <td>—</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">現代人間 学部</td> <td>生活環境学科</td> <td>70【7】</td> <td>—</td> <td>280【28】</td> </tr> <tr> <td>心理学科</td> <td>100【7】</td> <td>—</td> <td>400【28】</td> </tr> <tr> <td>こども教育学科</td> <td>70【6】</td> <td>—</td> <td>280【24】</td> </tr> <tr> <td colspan="2">社会情報課程</td> <td>20</td> <td>—</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 社会情報課程の入学定員及び収容定員は、現代人間学部の定員の内数とし、【 】は、各学科に係る内数を示す。</p>					学部等	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員	国際言語 文化学部	英語英文学科	55人	—	220人	国際日本文化学科	35	—	140	現代人間 学部	生活環境学科	70【7】	—	280【28】	心理学科	100【7】	—	400【28】	こども教育学科	70【6】	—	280【24】	社会情報課程		20	—	80	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学部等</th> <th>学 科</th> <th>入学定員</th> <th>編入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国際言語 文化学部</td> <td>英語英文学科</td> <td>80人</td> <td>3年次 2人</td> <td>324人</td> </tr> <tr> <td>国際日本文化学科</td> <td>50</td> <td>3</td> <td>206</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">現代人間 学部</td> <td>生活環境学科</td> <td>70【7】</td> <td>—</td> <td>280【28】</td> </tr> <tr> <td>心理学科</td> <td>100【7】</td> <td>—</td> <td>400【28】</td> </tr> <tr> <td>こども教育学科</td> <td>70【6】</td> <td>—</td> <td>280【24】</td> </tr> <tr> <td colspan="2">社会情報課程</td> <td>20</td> <td>—</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 社会情報課程の入学定員及び収容定員は、現代人間学部の定員の内数とし、【 】は、各学科に係る内数を示す。</p>					学部等	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員	国際言語 文化学部	英語英文学科	80人	3年次 2人	324人	国際日本文化学科	50	3	206	現代人間 学部	生活環境学科	70【7】	—	280【28】	心理学科	100【7】	—	400【28】	こども教育学科	70【6】	—	280【24】	社会情報課程		20	—	80
学部等	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員																																																																					
国際言語 文化学部	英語英文学科	55人	—	220人																																																																					
	国際日本文化学科	35	—	140																																																																					
現代人間 学部	生活環境学科	70【7】	—	280【28】																																																																					
	心理学科	100【7】	—	400【28】																																																																					
	こども教育学科	70【6】	—	280【24】																																																																					
社会情報課程		20	—	80																																																																					
学部等	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員																																																																					
国際言語 文化学部	英語英文学科	80人	3年次 2人	324人																																																																					
	国際日本文化学科	50	3	206																																																																					
現代人間 学部	生活環境学科	70【7】	—	280【28】																																																																					
	心理学科	100【7】	—	400【28】																																																																					
	こども教育学科	70【6】	—	280【24】																																																																					
社会情報課程		20	—	80																																																																					
<p>第7条から第56条まで （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p>附 則 （令和5年3月24日改正）</p> <p>1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の学則第6条に定める国際言語文化学部の学生定員は、同条の規定にかかわらず、令和6年度から令和8年度については、次の表のとおりとする。</p>					<p>第7条から第56条まで （略）</p> <p>附 則 （略）</p>																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学 部</th> <th rowspan="2">学 科</th> <th colspan="3">収容定員</th> </tr> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国際言語 文化学部</td> <td>英語英文学科</td> <td>297</td> <td>270</td> <td>245</td> </tr> <tr> <td>国際日本文化学科</td> <td>188</td> <td>170</td> <td>155</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表 （略）</p>					学 部	学 科	収容定員			令和6年度	令和7年度	令和8年度	国際言語 文化学部	英語英文学科	297	270	245	国際日本文化学科	188	170	155	<p>別表 （略）</p>																																																			
学 部	学 科	収容定員																																																																							
		令和6年度	令和7年度	令和8年度																																																																					
国際言語 文化学部	英語英文学科	297	270	245																																																																					
	国際日本文化学科	188	170	155																																																																					

改正理由

- 1) 国際言語文化学部の入学定員及び3年次編入学定員を変更する。（第6条関係）
- 2) 施行日は令和6年4月1日、変更経過期間の令和6年度から令和8年度の学生定員を規定する。（附則第1項、第2項関係）

学則の変更の趣旨等を記載した書類

目 次

ア	学則変更（収容定員変更）の内容	1
イ	学則変更（収容定員変更）の必要性	2
ウ	学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容	2
	(ア) 教育課程の変更内容について	
	(イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容について	
	(ウ) 教員組織の変更内容について	
	(エ) 大学全体の施設・設備の変更内容について	

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

京都ノートルダム女子大学国際言語文化学部 英語英文学科の入学定員及び編入学定員を 2024（令和 6）年度より、80 人から 55 人に、2 人から設定なし(0)にそれぞれ変更する。また、同学部 国際日本文化学科の入学定員及び編入学定員を 2024（令和 6）年度より、50 人から 35 人に、3 人から設定なし(0)にそれぞれ変更する。

このことに伴う学則変更（収容定員変更）の内容は、下表のとおりである。

なお、大学全体の収容定員は 1,490 人から 1,320 人となる。

学 部	学 科	定 員	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
国際言語文化学部	英語英文学科	入 学 定 員	80 人	<u>55</u> 人
		編 入 学 定 員	3 年次 2	-
	完 成 時 の 収 容 定 員	324	<u>220</u>	
	国際日本文化学科	入 学 定 員	50	<u>35</u>
編 入 学 定 員		3 年次 3	-	
	完 成 時 の 収 容 定 員	206	<u>140</u>	

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

京都ノートルダム女子大学は、ノートルダム教育修道女会を母体とする学校法人ノートルダム女学院によって設立され、建学の精神である「徳と知」をモットーにカトリック精神及び日本文化の優れた伝統を身につけた教養高い女性を育成することを教育理念として昭和 36 年度に設置して以来、社会の要請に応えつつ教育組織の改編を行い、現在、2 学部 5 学科 1 連係課程、2 研究科 修士（博士前期）課程 3 専攻、博士後期課程 1 専攻の教育研究組織体制となっている。

国際言語文化学部（平成 31 年 4 月、人間文化学部から名称変更）英語英文学科及び国際日本文化学科（平成 31 年 4 月、人間文化学科から名称変更）は、平成 29 年度に 1 年次入学希望者の減少に対応し、それぞれ入学定員を、110 人から 80 人へ、60 人から 50 人へ、変更を行った。

その後、教育方法や教育内容等の改革・充実に努め、大学全体での広報活動にも力を注いだ結果、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間、入学定員充足率（入学定員超過率）は改善し両学科ともに入学定員を満たせるようになった。

一方、国際日本文化学科において平成 22 年度に 3 年次編入学定員を廃止してからも 3 年次生欠員分について編入学生の募集を続けていたところ、編入学希望があるにもかかわらず受入れが難しくなったため、令和 3 年度に定員変更の届出を行い、編入学希望者が減少していた英語英文学科の編入学定員を令和 4 年度より 5 人から 2 人に変更、国際

日本文化学科の編入学定員を新たに3人に設定し、定員の適正化を図ろうとした。

このような状況の後、18歳人口の減少、受験生の共学校及び大規模校志向等の影響を受け、徐々に1年次入学希望者の減少が続き、定員の充足が大変厳しい状態となったため、改めて、国際言語文化学部 英語英文学科及び国際日本文化学科の1年次入学定員を見直すとともに、3年次編入学定員を廃止し、収容定員の厳格化に努めるものである。令和元（2019）年度以降の1年次入学生の状況は下表のとおりである。

学部・学科名	項目	令和5年度 (2023年度)	令和4年度 (2022年度)	令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)	令和元年度 (2019年度)
国際言語 文化学部	超過率	(0.32)	(0.43)	(0.70)	(1.32)	(1.10)
	入学者数	42	56	92	172	143
	入学定員	130	130	130	130	130
英語英文 学科	超過率	(0.30)	(0.30)	(0.63)	(1.25)	(1.13)
	入学者数	24	24	51	100	91
	入学定員	80	80	80	80	80
国際日本 文化学科	超過率	(0.36)	(0.64)	(0.82)	(1.44)	(1.04)
	入学者数	18	32	41	72	52
	入学定員	50	50	50	50	50

#### ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

##### (ア) 教育課程の変更内容について

学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程の変更は、基本的に行わない。

今後も、教育内容のさらなる充実を図るため、自己点検・評価を通して、本学の教育課程が社会的要請に適うものであるか検証し、改善に努める。

##### (イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容について

学則変更（収容定員変更）に伴う教育方法及び履修指導方法の変更は行わない。

これまでと同様にディプロマポリシーに即した学生を送り出すために、教育の質を維持する教育方法を探求し続けるとともに、専任の教員がアドバイザーとして学生一人ひとりに対し、履修についてきめ細やかな指導を行っていく。

##### (ウ) 教員組織の変更内容について

今回の収容定員変更に伴う教員組織の変更はない。各学科の専任教員数は、大学設置基準に定める専任教員数を上回っている。今後も大学設置基準を遵守し、学生の教育と指導のために必要十分な教員組織を維持する。国際言語文化学部の収容定員を減じるが、教員組織の変更は行わないため、教育体制は一層の改善が見込まれる。

##### (エ) 大学全体の施設・設備の変更内容について

学則変更（収容定員変更）に伴う大学全体の施設・設備の変更は行わない。

平成 25(2013)年度からの大学のキャンパス整備計画により、「伝統に根ざした景観の形成」、「国際化・環境への配慮」、「教育各種機能の強化」、「学生が愛着を持って時を過ごすキャンパス」の視点から、学内施設の建替更新・改修整備、設備機器の更新を行い、平成 27 (2015) 年度に完了しており、当面、これを適切に管理し運用していく。

現在、校地面積は、大学全体で 36,831 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準上必要な面積 14,900 m<sup>2</sup>を上回っている。校舎面積も大学設置基準上の必要な面積 10,710 m<sup>2</sup>を上回る 26,952 m<sup>2</sup>を有し、相当面積を有する運動場、スポーツ施設、体育館、講堂、課外活動施設、厚生補導施設を有している。当面、これらを変更又は増減することなく、適切に管理・運用する。

学生の確保の見通し等を記載した書類

目 次

1	学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況	3
ア	設置又は定員を変更する学科等を設置する大学等の現状把握・分析	3
イ	地域・社会的動向等の現状把握・分析	3
ウ	新設学科等の趣旨目的、教育内容、定員設定等	3
エ	学生確保の見通し	3～6
	A. 学生確保の見通しの調査結果	
	B. 新設学部等の分野の動向	
	C. 中長期的な 18 歳人口の全国的、地域的動向等	
	D. 競合校の状況	
	E. 既設学部等の学生確保の状況	
	F. その他、申請者において検討・分析した事項	
オ	学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果	6～7
2	人材需要の動向等社会の要請	7～8
①	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）	
②	上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠	

## 資料目次

- 資料 1 京都ノートルダム女子大学 国際言語文化学部 定員超過の状況
- 資料 2 大学系統別入学志願者数
- 資料 3 大学系統別入学者数
- 資料 4 大学の学科系統別入学志願者数（抜粋）
- 資料 5 人文科学系の動向（抜粋）
- 資料 6 大学の学科系統別入学志願者数（抜粋）
- 資料 7 高等学校 卒業後の状況（大学進学者）
- 資料 8 高等学校 卒業後の状況（大学進学者）（抜粋）
- 資料 9 人口動態総覧の年次推移（抜粋）
- 資料 10 人口動態【年次】時系列データ（抜粋）
- 資料 11 京都市内 3 校の入学志願状況
- 資料 12 京都市内 6 校の入学状況
- 資料 13 京都ノートルダム女子大学 現代人間学部・社会情報課程 入学志願状況等
- 資料 14 京都ノートルダム女子大学 国際言語文化学部 入学志願状況等

## 1 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

### ア 設置又は定員を変更する学科等を設置する大学等の現状把握・分析

少子化による 18 歳人口の減少、受験生の共学校及び大規模校志向等の要因により、国際言語文化学部の過去 5 年間における平均入学定員超過率及び平均収容定員超過率は、それぞれ 0.77、0.89 にとどまっている。

とりわけ、令和 2 年に始まったコロナ禍により、国際言語文化学部の入学定員超過率が、英語英文学科では令和 3 年度から、国際日本文化学科では令和 4 年度から、0.7 を下回り、その後急激に低下している。【資料 1】

### イ 地域・社会的動向等の現状把握・分析

学校基本調査から引用する「京都市統計ポータル学校基本情報」によると、国際言語文化学部の入学生の基盤となる人文科学の分野での京都市地域への女子志願者は、平成 29 年度 39,051 人、平成 30 年度 40,872 人、令和元年度 41,774 人、令和 2 年度 40,849 人、令和 3 年度 35,763 人で、令和元年を境に減少に転じている。一方、同分野の京都市地域への女子入学者は、平成 29 年度 4,582 人、平成 30 年度 4,363 人、令和元年度 4,408 人、令和 2 年度 4,443 人、令和 3 年度 4,396 人で、令和元年以降の変化は少ない。【資料 2】【資料 3】

志願者数及び入学者数の男女比に大きな変化はなく【資料 4】、18 歳人口の減少、共学校及び大規模校志向等に加え、令和 2 年に始まったコロナ禍の影響により志願者が大きく減少した結果である。

### ウ 新設学科等の趣旨目的、教育内容、定員設定等

入学定員（収容定員）の変更に伴う各学科の趣旨目的、教育内容の変更は行わない。

平成 29 年度に両学科を合わせて入学定員 40 人を減じ、教育内容等の改革・充実に努めた結果、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間、入学定員充足率は改善し両学科ともに入学定員を満たせるようになった。この度の更なる定員変更は、令和 3 年度から継続する定員未充足の現状の改善をこれ以上先送りできないとの判断のもと、私立大学経常費補助金が不交付とならないよう、経営改善を図るものである。

また、各学科の入学金、授業料等の学生納付金の変更はなく、この点での学生確保への影響はない。

### エ 学生確保の見通し

#### A. 学生確保の見通しの調査結果

上記 1 イで引用した人文科学の分野での京都市地域への女子志願者（5 年

間)の平均は、39,662人である。これは複数志願した延べ人数であるので、仮に1人の志願回数を3~4(河合塾のアンケートによる)とすれば、志願実人数は13,220~9,915人と推測される。一方で女子入学者(5年間)平均は、4,438人である。

このことから、平成29年度~令和3年度の5年間において、女子の平均志願者13,220~9,915人に対して、平均入学者は4,438人であり、毎年8,782~5,477人の者は、人文科学系を希望したが叶えられていないことが分かる。

【資料4】この者に対して、本学部の具体的な教育内容、学生支援等の取組みを広報し、募集活動の強化を図ることにより、今後の志願者・入学者を確保できると考える。

## B. 新設学部等の分野の動向

日本私立学校振興・共済事業団「私立大学・短期大学等入学志願動向」によると、全国の人文科学分野の動向として、令和元年と令和4年を比較すると、入学定員は140人増加している反面、志願者が146,177人、入学者が2,928人減少している。【資料5】また、京都市地域大学への志願者及び入学者は、令和元年と令和3年を比較すると、志願者が9,558(うち女子6,011)人、入学者が118(うち女子12)人減少している。【資料6】

令和元年以降、人文科学系の大学(学部等)の入学定員に大きな変化がないにもかかわらず、志願者及び入学者の減少幅は大きく、京都市地域の大学では、女子の志願者の減少率が、男子に比べ0.042高く(女子 $\Delta$ 0.144、男子 $\Delta$ 0.102)なっている。【資料6】これには、2000年代以降、女子学生の就職が一般職から総合職就職中心となり、女性のキャリアアップ志向が加速した結果、経済・経営系学部等の社会科学系の方が総合職就職に有利であったといった認識の拡散の影響とも言える。

## C. 中長期的な18歳人口の全国的、地域的動向等

学校基本調査から引用する「京都市統計ポータル学校基本情報」によると、京都市地域の高等学校卒業者の大学進学者は、平成30年3月から令和3年3月までの4年間で、9,145人から9,786人(うち女子は4,699人から4,956人)となり、641人(うち女子は257人)増加している。一方で、大学への志願者は、同期間に12,593人から12,037人(うち女子は5,779人から5,677人)となり、556人(うち女子は102人)減少している。この間の進学率は5.75上昇(65.63から71.38)、志願率は2.58低下(90.38から87.80)している。【資料7】

以上より、京都市の高等学校を平成30年3月から令和3年3月の4年間

に卒業した生徒数においては、志願者及び志願率ともに減少（低下）している反面、進学者及び進学率はともに増加（上昇）していることが分かる。このことにより、志願者数と進学者数の差は4年間で1,197人（男子838人、女子359人）縮まっており、大学進学ハードルは年々低くなっている。【資料8】

また、厚生労働省の令和3年人口動態統計及び京都市統計ポータル的人口動態【年次】時系列データの出生数を見ると、大学進学者は2024年度（平成18年度生れ）から2026年度（平成20年度生れ）まで大きな変化はないものと推測される。【資料9】【資料10】

これらのことから、本学部の設置の目的や意義、さらに教育課程の特色の周知に努め、募集活動の強化を図ることにより、変更後の定員に対して十分に学生を確保できると考える。2027年度（平成21年度生れ）以降は、大学進学者が徐々に減少すると推測されるが、教育内容・方法の大胆な改革に取組み、広報活動の一層の充実を図ることで不断にブランド力を高めることに加え、時々の動向を分析し、これに即応した施策の展開により学生確保に努める。

#### D. 競合校の状況

京都市にキャンパスを構え、本学の国際言語文化学部の2学科（英語英文学科、国際日本文化学科）と学科系統及び学位分野が類似した6校の入学志願状況及び入学状況を【資料11】及び【資料12】に示した。

志願者数が公表されている3大学（同志社女子大学、京都橘大学、大谷大学）の令和2年度と令和4年度の志願倍率を比べると、全ての学部・学科で低下している。令和4年度の志願倍率は、同志社女子大学で4～5倍、京都橘大学で12～15倍、大谷大学で4～7倍である。一方、令和4年度の入学定員充足率は、平安女学院大学の国際観光学科、佛教大学の中国学科を除く全ての学科で、0.95以上である。

全国及び京都市の人文科学分野において志願者が減少していることは、1イ及び1エB・Cの分析からも明らかであった。しかし、京都市の競合校3校においては志願倍率が4～15倍であり、6校においては、一部の学科を除き、入学定員をほぼ充足していることから、本学部においても、この度の入学定員（収容定員）変更とあわせて、更なる教育内容の改善と広報活動の充実を図ることにより、十分に入学定員の適正化が可能である。

#### E. 既設学部等の学生確保の状況

本学の現代人間学部及び社会情報課程の入学志願状況等を【資料13】に示

した。

現代人間学部の5年間における平均入学定員超過率は、生活環境学科0.72、心理学科0.80、こども教育学科0.76にとどまっている。また、令和5年度新設の社会情報課程の入学定員超過率は0.75であった。

#### F. その他、申請者において検討・分析した事項

この度入学定員（収容定員）の変更を行う国際言語文化学部の入学志願状況等を【資料14】に示した。

#### オ 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

近年、受験生の中に地元志向が強まり、自宅から通える大学を選ぶ傾向にあるが、京都・滋賀・大阪からの本学への入学者の割合が京都市内の他大学に比べて低い。この事実に対処するため、特に地元（京都・滋賀・大阪）の学生確保に向けた広報活動の強化を図る。

##### (1) オープンキャンパス

在学生をスタッフに加えて運営するオープンキャンパスを10回開催する。令和5年度は、昨年度比110%（900名）の高校生の参加者を見込む。

##### (2) 高等学校訪問

担当教員、入試・広報課専門職員によるによる高等学校訪問を実施する。訪問を予定する高等学校は450校とする。

##### (3) 進学相談会・高校内ガイダンス等

業者企画の進学相談会や高等学校のガイダンスに参加し、高校3年生の受験生だけではなく、低学年向けのガイダンス等にも積極的に参加する。今年度は70件（回）程度を予定する。

##### (4) 模擬授業の実施

高等学校の生徒に直接、学科等の教育内容の魅力を伝えるために高等学校へ出向いて模擬授業を行う。

##### (5) 高大接続連携校との取り組み

高大接続連携協定を結ぶ高等学校の生徒を本学の見学会や体験授業に招く、あるいは本学から連携校へ出張授業を提供する。また、高大連携校対象の入試の周知を徹底する。

##### (6) WEB 広報施策の実施

進学媒体のWEB 広報ツールの利用を拡大し、本学の学生の体験談を中心に発信し、高校生の関心を引くとともに、学科の学びの特徴を的確に伝える。

##### (7) 高等教員対象説明会の実施

高等学校の教員を対象に説明会を実施し、本学の学びと入試制度について

周知することを目的に6・7月に実施し、30校の参加を予定している。説明会では、学生による大学案内やキャンパスツアーなども企画し、勉学や学生生活の近況を聞ける場とする。

#### (8) 入試制度

幅広く志願者を募るため、学校推薦入試や一般入試にて活用できる民間英語検定試験にTOEIC-Brigdeを追加し、総合型入試では、「活動アピール型」という高校での課外活動を主に評価する選考方法を加える。

以上の取り組みに加え、積極的に外国人留学生の受け入れと環境整備を行う。これまでの学生募集活動の検証を踏まえ、日本語教育施設等への訪問を活性化し、卒業後の進路を把握するとともに説明会等に積極的に参加し、外国人留学生の確保に努める。

## 2 人材需要の動向等社会の要請

### ① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

国際言語文化学部の養成する人材像は、言語・歴史・文学・思想・芸術・倫理・宗教など、人々の生活形成の様式と内容の総体である「文化」という視点から、「人間」存在の意味やその営為のありさまを学際的に学び、文化の多様性を理解し、異文化に対する寛容な国際感覚を身につけ、幅広く社会に貢献できる人材の養成を図り、「人間」とその営為を総合的に学ぶなかで、「言語」と「文化」を把握する理念に基づき、国際的視点で教育を行う。

英語英文学科では、高度な言語運用能力を涵養し、異文化の中でも力を発揮できる柔軟で教養豊かな国際人を育成することを目的とし、カトリック精神及び日本文化の優れた伝統を体しうる女子教育、すなわち、英語を「自分のことば」として運用しながら異文化への架け橋として真のコミュニケーションが行える豊かな素養を持った国際人の育成を行う。

国際日本文化学科の人材養成の目的は、思想・文化、芸術の領域にわたって、我が国固有の伝統文化を理解しつつ、価値観の多様化・相対化が進む現代の国際社会を包括的・横断的に把握し、異文化間相互理解を深める幅広い知識と教養を備えた女性を育成することであり、日本の伝統や文化に対する理解を深め、異なる地域や国の文化を理解し、互いに尊重し合うことのできる価値観・態度を養成する。

### ② 上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

本学が位置する京阪神地域においては、2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）開催に伴う新たなインバウンド効果に対応して、英語語学力や日本文化の発信力を持つ人材の役割は極めて大きいと思われる。

我が国の経済成長を支えるインバウンドに対応した環境を支える人材への社会的・地域的要請が一層高まるであろう状況下において、本学の建学の理念や上記①に記す、人材の養成に関する目的等と使命のもと、学内、学外、国内、国外を問わず、さまざまな機会を通して文学・文化・言語を学び、地域社会そして世界で幅広く活躍できる「グローバル（グローバル+ローカル）」人材を輩出することは、社会的及び地域ニーズに応えるものである。

なお、国際言語文化学部英語英文学科の過去5年の就職希望に対する就職率は、令和元年度（平成30年度卒業生「以下、同様」）100%、令和2年度（令和元年度卒業生「以下、同様」）98.2%、令和3年度 98.4%、令和4年度 97.9%、令和5年度 91.3%（集計基準日前）であり、国際日本文化学科は、令和元年度 100%、令和2年度 100%、令和3年度 97.6%、令和4年度 100%、令和5年度 90.9%（集計基準日前）で、高い値を示しており、上述の社会的人材需要の動向を踏まえても、今回の入学定員の変更によりこの就職率は十分に維持できるものと確信する。

資料目次

資料1	京都ノートルダム女子大学 国際言語文化学部 定員超過の状況
資料2	大学系統別入学志願者数
資料3	大学系統別入学者数
資料4	大学の学科系統別入学志願者数（抜粋）
資料5	人文科学系の動向（抜粋）
資料6	大学の学科系統別入学志願者数（抜粋）
資料7	高等学校 卒業後の状況（大学進学者）
資料8	高等学校 卒業後の状況（大学進学者）（抜粋）
資料9	人口動態総覧の年次推移（抜粋）
資料10	人口動態【年次】時系列データ（抜粋）
資料11	京都市内3校の入学志願状況
資料12	京都市内6校の入学状況
資料13	京都ノートルダム女子大学 現代人間学部・社会情報課程 入学志願状況等
資料14	京都ノートルダム女子大学 国際言語文化学部 入学志願状況等

## 京都ノートルダム女子大学 国際言語文化学部 定員超過の状況

(単位：人)

学部・学科名	項目	令和5年度 (2023年度)	令和4年度 (2022年度)	令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)	令和元年度 (2019年度)	5年間平均
国際言語文化学部	入学定員超過率	0.32	0.43	0.70	1.32	1.10	0.77
	収容定員超過率	0.70	0.86	1.00	1.05	0.88	0.89
	入学者数	42	56	92	172	143	101
	在籍学生数	373	457	535	557	505	485
	入学定員	130	130	130	130	130	-
	収容定員	530	530	530	530	570	-
英語英文学科	入学定員超過率	0.30	0.30	0.63	1.25	1.13	0.72
	収容定員超過率	0.62	0.80	0.97	1.05	0.89	0.86
	入学者数	24	24	51	100	91	58
	在籍学生数	204	263	321	347	323	291
	入学定員	80	80	80	80	80	-
	収容定員	324	327	330	330	360	-
国際日本文化学科	入学定員超過率	0.36	0.64	0.82	1.44	1.04	0.86
	収容定員超過率	0.82	0.95	1.07	1.05	0.86	0.95
	入学者数	18	32	41	72	52	43
	在籍学生数	169	194	214	210	182	193
	入学定員	50	50	50	50	50	-
	収容定員	206	203	200	200	210	-

※ 学校基本調査から京都市域の集計結果（京都市統計ポータル）

## 大学系統別入学志願者数

令和3年5月1日

学科系統別	入学志願者数		
	総数	男	女
総数	267,501	151,260	116,241
国立	12,204	8,793	3,411
公立	2,958	1,173	1,785
私立	252,339	141,294	111,045
人文科学	66,949	31,186	35,763

令和2年5月1日

学科系統別	入学志願者数		
	総数	男	女
総数	296,950	171,169	125,781
国立	12,175	8,858	3,317
公立	3,058	1,252	1,806
私立	281,717	161,059	120,658
人文科学	77,293	36,444	40,849

令和元年5月1日

学科系統の別	入学志願者数		
	総数	男	女
総数	301,227	171,421	129,806
国立	12,899	9,235	3,664
公立	3,213	1,233	1,980
私立	285,115	160,953	124,162
人文科学	76,507	34,733	41,774

平成30年5月1日

学科系統別	入学志願者数		
	総数	男	女
総数	293,124	165,605	127,519
国立	13,085	9,412	3,673
公立	3,079	1,241	1,838
私立	276,960	154,952	122,008
人文科学	75,716	34,844	40,872

平成29年5月1日

学科系統別	入学志願者数		
	総数	男	女
総数	263,496	145,479	118,017
国立	13,227	9,530	3,697
公立	3,170	1,204	1,966
私立	247,099	134,745	112,354
人文科学	68,277	29,226	39,051

注1) 入学志願した学部のある所在地が京都市内にある志願者数を計上している。

注2) 入学志願者数は、入学志願した者すべて（のべ数）を計上したものである。

## 【資料3】

※ 学校基本調査から京都市域の集計結果（京都市統計ポータル）

## 大学系統別入学者数

令和3年5月1日

学科系統別	入学者数		
	総数	男	女
総数	31,119	15,689	15,430
国立	3,820	2,816	1,004
公立	878	301	577
私立	26,421	12,572	13,849
人文科学	7,468	3,072	4,396

令和2年5月1日

学科系統別	入学者数		
	総数	男	女
総数	30,452	15,313	15,139
国立	3,828	2,805	1,023
公立	860	302	558
私立	25,764	12,206	13,558
人文科学	7,666	3,223	4,443

令和元年5月1日

学科系統の別	入学者数		
	総数	男	女
総数	30,053	14,831	15,222
国立	3,844	2,842	1,002
公立	872	302	570
私立	25,337	11,687	13,650
人文科学	7,586	3,178	4,408

平成30年5月1日

学科系統別	入学者数		
	総数	男	女
総数	29,471	14,543	14,928
国立	3,878	2,819	1,059
公立	828	313	515
私立	24,765	11,411	13,354
人文科学	7,310	2,947	4,363

平成29年5月1日

学科系統別	入学者数		
	総数	男	女
総数	29,673	14,802	14,871
国立	3,837	2,813	1,024
公立	834	271	563
私立	25,002	11,718	13,284
人文科学	7,837	3,255	4,582

注) 入学志願した学部の所在地が京都市内にある入学者数を計上している。

【資料4】

## 大学の学科系統別入学志願者数（抜粋）

（単位：人）

人文科学	入学志願者数			男女比	
	総数	男	女	男	女
平成29年	68,277	29,226	39,051	42.81%	57.19%
平成30年	75,716	34,844	40,872	46.02%	53.98%
令和元年	76,507	34,733	41,774	45.40%	54.60%
令和2年	77,293	36,444	40,849	47.15%	52.85%
令和3年	66,949	31,186	35,763	46.58%	53.42%

女子入学志願者平均（5年間）	39,662
----------------	--------

## 大学の学科系統別入学者数（抜粋）

（単位：人）

人文科学	入学者数			男女比	
	総数	男	女	男	女
平成29年	7,837	3,255	4,582	41.53%	58.47%
平成30年	7,310	2,947	4,363	40.31%	59.69%
令和元年	7,586	3,178	4,408	41.89%	58.11%
令和2年	7,666	3,223	4,443	42.04%	57.96%
令和3年	7,468	3,072	4,396	41.14%	58.86%

女子入学者平均（5年間）	4,438
--------------	-------

（京都市統計ポータルから引用）

## 【資料5】

## 人文科学系の動向（抜粋）

（単位：人）

年度	集計 学部数	入学定員 A	志願者 B	受験者 C	合格者 D	入学者 E	志願倍率 B/A	合格率 D/C	歩留率 E/D	入学定員 充足率 E/A
R3	245	68,184	520,901	501,151	199,642	67,710	7.64	39.84	33.92	99.30
R4	250	68,634	498,562	477,398	212,472	67,898	7.26	44.51	31.96	98.93
増減	5	450	△ 22,339	△ 23,753	12,830	188	△ 0.38	4.67	△ 1.96	△ 0.38

年度	集計 学部数	入学定員 A	志願者 B	受験者 C	合格者 D	入学者 E	志願倍率 B/A	合格率 D/C	歩留率 E/D	入学定員 充足率 E/A
R2	245	68,104	608,854	584,635	186,184	70,067	8.94	31.85	37.63	102.88
R3	245	68,184	520,901	501,151	199,642	67,710	7.64	39.84	33.92	99.30
増減	0	80	△ 87,953	△ 83,484	13,458	△ 2,357	△ 1.30	7.99	△ 3.72	△ 3.58

年度	集計 学部数	入学定員 A	志願者 B	受験者 C	合格者 D	入学者 E	志願倍率 B/A	合格率 D/C	歩留率 E/D	入学定員 充足率 E/A
R元	243	68,494	644,739	621,845	177,212	70,826	9.41	28.50	39.97	103.40
R2	245	68,104	608,854	584,635	186,184	70,067	8.94	31.85	37.63	102.88
増減	2	△ 390	△ 35,885	△ 37,210	8,972	△ 759	△ 0.47	3.35	△ 2.33	△ 0.52

年度	集計 学部数	入学定員 A	志願者 B	受験者 C	合格者 D	入学者 E	志願倍率 B/A	合格率 D/C	歩留率 E/D	入学定員 充足率 E/A
H30	244	69,538	615,363	594,880	177,617	72,275	8.85	29.86	40.69	103.94
H31	244	68,694	645,482	622,578	177,780	71,076	9.40	28.56	39.98	103.47
増減	0	△ 844	30,119	27,698	163	△ 1,199	0.55	△ 1.30	△ 0.71	△ 0.47

年度	集計 学部数	入学定員 A	志願者 B	受験者 C	合格者 D	入学者 E	志願倍率 B/A	合格率 D/C	歩留率 E/D	入学定員 充足率 E/A
H29	240	69,921	556,791	537,631	187,202	73,806	7.96	34.82	39.43	105.56
H30	245	69,738	616,582	596,086	178,046	72,518	8.84	29.87	40.73	103.99
増減	5	△ 183	59,791	58,455	△ 9,156	△ 1,288	0.88	△ 4.95	1.30	△ 1.57

## 人文科学系の動向（令和元年度と令和4年度の比較）

（単位：人）

年度	集計 学部数	入学定員 A	志願者 B	受験者 C	合格者 D	入学者 E	志願倍率 B/A	合格率 D/C	歩留率 E/D	入学定員 充足率 E/A
R元	243	68,494	644,739	621,845	177,212	70,826	9.41	28.50	39.97	103.40
R4	250	68,634	498,562	477,398	212,472	67,898	7.26	44.51	31.96	98.93
増減	7	140	△ 146,177	△ 144,447	35,260	△ 2,928	△ 2.15	16.01	△ 8.01	△ 4.48

（日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センター「私立大学・短期大学等入学志願動向」より引用）

## 【資料6】

## 大学の学科系統別入学志願者数（抜粋）

（単位：人）

人文科学	入学志願者数		
	総数	男	女
2019(令和元)年	76,507	34,733	41,774
2021(令和3)年	66,949	31,186	35,763
増減数	△ 9,558	△ 3547	△ 6011
増減率	△ 0.125	△ 0.102	△ 0.144

## 大学の学科系統別入学者数（抜粋）

（単位：人）

人文科学	入学者数		
	総数	男	女
2019(令和元)年	7,586	3,178	4,408
2021(令和3)年	7,468	3,072	4,396
増減数	△ 118	△ 106	△ 12
増減率	△ 0.016	△ 0.033	△ 0.003

（京都市統計ポータルから引用）

※ 学校基本調査から京都市域の集計結果 (京都市統計ポータル)

## 高等学校 卒業後の状況 (大学進学者)

令和3年3月

	生徒数		
	総数	男	女
高等学校卒業生数	13,710	6,824	6,886
I 進路別卒業生数			人
A 大学等進学者	10,190	4,906	5,284
1 大学 (学部)	9,786	4,830	4,956
大学進学率	71.38	70.78	71.97
II (再掲) 大学・短期大学への入学志願者数	12,459	6,445	6,014
1 大学 (学部)	12,037	6,360	5,677
大学志願率	87.80	93.20	82.44

令和2年3月

	生徒数		
	総数	男	女
高等学校卒業生数	13,723	6,734	6,989
I 進路別卒業生数			人
A 大学等進学者	9,958	4,658	5,300
1 大学 (学部)	9,447	4,581	4,866
大学進学率	68.84	68.03	69.62
II (再掲) 大学・短期大学への入学志願者数	13,060	6,866	6,194
1 大学 (学部)	12,513	6,768	5,745
大学志願率	91.18	100.50	82.20

平成31年3月

	生徒数		
	総数	男	女
高等学校卒業生数	14,132	6,912	7,220
I 進路別卒業生数			人
A 大学等進学者	9,877	4,546	5,331
1 大学 (学部)	9,346	4,441	4,905
大学進学率	66.13	64.25	67.94
II (再掲) 大学・短期大学への入学志願者数	13,093	6,880	6,213
1 大学 (学部)	12,541	6,757	5,784
大学志願率	88.74	97.76	80.11

平成30年3月

	生徒数		
	総数	男	女
高等学校卒業生数	13,934	6,873	7,061
I 進路別卒業生数			人
A 大学等進学者	9,705	4,525	5,180
1 大学 (学部)	9,145	4,446	4,699
大学進学率	65.63	64.69	66.55
II (再掲) 大学・短期大学への入学志願者数	13,217	6,918	6,299
1 大学 (学部)	12,593	6,814	5,779
大学志願率	90.38	99.14	81.84

(大学進学率、大学志願率を加筆)

## 高等学校 卒業後の状況（大学進学者）（抜粋）

令和3年3月

	生徒数			人
	総数	男	女	
大学（学部）進学者 A	9,786	4,830		4,956
大学（学部）志願者 B	12,037	6,360		5,677
志願者-進学者 C（B-A）	2,251	1,530		721

令和2年3月

	生徒数			人
	総数	男	女	
大学（学部）進学者 A	9,447	4,581		4,866
大学（学部）志願者 B	12,513	6,768		5,745
志願者-進学者 C（B-A）	3,066	2,187		879

平成31年3月

	生徒数			人
	総数	男	女	
大学（学部）進学者 A	9,346	4,441		4,905
大学（学部）志願者 B	12,541	6,757		5,784
志願者-進学者 C（B-A）	3,195	2,316		879

平成30年3月

	生徒数			人
	総数	男	女	
大学（学部）進学者 A	9,145	4,446		4,699
大学（学部）志願者 B	12,593	6,814		5,779
志願者-進学者 C（B-A）	3,448	2,368		1,080

4年間の増減	△ 1,197	△ 838	△ 359
--------	---------	-------	-------

(京都市統計ポータルから引用)

## 人口動態総覧の年次推移（抜粋）

(単位：人)

年 次		出 生 数	死 亡 数
2000	12	1 190 547	961 653
01	13	1 170 662	970 331
02	14	1 153 855	982 379
03	15	1 123 610	1 014 951
04	16	1 110 721	1 028 602
05	17	1 062 530	1 083 796
06	18	1 092 674	1 084 451
07	19	1 089 818	1 108 334
08	20	1 091 156	1 142 407
09	21	1 070 036	1 141 865
2010	22	1 071 305	1 197 014
11	23	1 050 807	1 253 068
12	24	1 037 232	1 256 359
13	25	1 029 817	1 268 438
14	26	1 003 609	1 273 025
15	27	1 005 721	1 290 510
16	28	977 242	1 308 158
17	29	946 146	1 340 567
18	30	918 400	1 362 470
19	令和元年	865 239	1 381 093
2020	2	840 835	1 372 755
21	3	811 622	1 439 856

(厚生労働省 令和3年人口動態統計（確定数）の概況から引用)

## 人口動態【年次】時系列データ（抜粋）

（単位：人）

年次	自然動態		
	出生	死亡	増減
平成12（2000）年	13,183	11,575	1608
13（2001）年	12,754	11,199	1555
14（2002）年	12,785	11,341	1444
15（2003）年	12,536	11,779	757
16（2004）年	11,966	11,944	22
17（2005）年	11,802	12,327	△ 525
18（2006）年	11,993	12,691	△ 698
19（2007）年	11,787	12,906	△ 1,119
20（2008）年	11,972	12,924	△ 952
21（2009）年	11,794	13,065	△ 1,271
22（2010）年	11,616	13,377	△ 1,761
23（2011）年	11,593	13,815	△ 2,222
24（2012）年	11,277	14,072	△ 2,795
25（2013）年	11,418	14,134	△ 2,716
26（2014）年	11,212	14,284	△ 3,072
27（2015）年	11,300	14,198	△ 2,898
28（2016）年	11,323	14,130	△ 2,807
29（2017）年	10,677	14,582	△ 3,905
30（2018）年	10,262	14,959	△ 4,697
令和元（2019）年	9,900	15,036	△ 5,136
2（2020）年	9,548	15,229	△ 5,681
3（2021）年	9,090	15,835	△ 6,745
4（2022）年	8,591	17,054	△ 8,463

※前年10月から当年9月までの計

（京都市統計ポータルから引用）

## 京都市内3校の入学志願状況

(単位：人)

大学	学部	学科	項目	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
同志社女子大学 (京都市上京区)	学芸学部	国際教養学科	志願者	753	504	367
			合格者	274	236	281
	表象文化学部	英語英文学科	入学者	85	88	82
			入学定員	85	85	85
		志願倍率	8.85	5.92	4.31	
		入学定員充足率	1.00	1.03	0.96	
日本語日本文学科		志願者	1,236	885	684	
		合格者	411	408	456	
京都橘大学 (京都市山科区)	国際英語学部	国際英語学科	入学者	152	145	145
			入学定員	150	150	150
	志願倍率	8.24	5.9	4.56		
	入学定員充足率	1.01	0.96	0.96		
	文学部	日本語日本文学科 歴史学科 歴史遺産学科	志願者	1,032	832	661
			合格者	291	302	307
大谷大学 (京都市北区)	国際英語学部	国際英語学科	入学者	119	128	126
			入学定員	120	120	120
	志願倍率	8.6	6.93	5.5		
	入学定員充足率	0.99	1.06	1.05		
	文学部	文学科	志願者	1,452	1,245	1,486
			合格者	431	511	843
大谷大学 (京都市北区)	国際英語学部	国際英語学科	入学者	86	125	124
			入学定員	90	120	120
	志願倍率	16.13	10.37	12.38		
	入学定員充足率	0.95	1.04	1.03		
	文学部	文学科	志願者	4,761	3,448	3,706
			合格者	1,241	1,316	1,762
大谷大学 (京都市北区)	国際英語学部	国際英語学科	入学者	240	242	238
			入学定員	240	240	240
	志願倍率	19.83	14.36	15.44		
	入学定員充足率	1.00	1.00	0.99		
	文学部	文学科	志願者	834	572	555
			合格者	191	328	422
大谷大学 (京都市北区)	国際英語学部	国際英語学科	入学者	86	72	88
			入学定員	78	78	78
	志願倍率	10.69	7.33	7.11		
	入学定員充足率	1.10	0.92	1.12		
	国際学部	国際文化学科	志願者	-	688	435
			合格者	-	426	384
大谷大学 (京都市北区)	国際学部	国際文化学科	入学者	-	103	105
			入学定員	-	100	100
	志願倍率	-	6.88	4.35		
	入学定員充足率	-	1.03	1.05		

(各大学の情報の公表より抜粋)

## 京都市内6校の入学状況

(単位：人)

大学	学部	学科	項目	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	
同志社女子大学 (京都市上京区)	学芸学部	国際教養学科	入学者	85	88	82	
			入学定員	85	85	85	
			入学定員充足率	1.00	1.03	0.96	
	表象文化学部	英語英文学科	入学者	152	145	145	
			入学定員	150	150	150	
			入学定員充足率	1.01	0.96	0.96	
		日本語日本文学科	入学者	119	128	126	
			入学定員	120	120	120	
			入学定員充足率	0.99	1.06	1.05	
京都女子大学 (京都市東山区)	文学部	国文学科	入学者	129	144	158	
			入学定員	130	130	130	
			入学定員充足率	0.99	1.10	1.21	
			英文学科	入学者	125	120	119
				入学定員	125	125	125
				入学定員充足率	1.00	0.96	0.95
京都橘大学 (京都市山科区)	国際英語学部	国際英語学科	入学者	86	125	124	
			入学定員	90	120	120	
			入学定員充足率	0.95	1.04	1.03	
	文学部	日本語日本文学科	入学者	90	88	92	
			入学定員	85	85	85	
			入学定員充足率	1.05	1.03	1.08	
佛教大学 (京都市北区)	文学部	日本文学科	入学者	124※	128※	133	
			入学定員	120	120	120	
			入学定員充足率	1.03	1.06	1.10	
		中国学科	入学者	57※	56※	39	
			入学定員	50	50	50	
			入学定員充足率	1.14	1.12	0.78	
	英米学科	入学者	73※	64※	74		
		入学定員	75	70	70		
		入学定員充足率	0.97	0.91	1.05		
大谷大学 (京都市北区)	文学部	文学科	入学者	86	72	88	
			入学定員	78	78	78	
			入学定員充足率	1.10	0.92	1.12	
	国際学部	国際文化学科	入学者	-	103	105	
			入学定員	-	100	100	
			入学定員充足率	-	1.03	1.05	
平安女学院大学 (京都市上京区)	国際観光学部	国際観光学科	入学者	110	77	54	
			入学定員	110	110	110	
			入学定員充足率	1.00	0.70	0.49	

※2022年度在学者数  
(各大学の情報の公表より抜粋)

## 京都ノートルダム女子大学 現代人間学部・社会情報課程 入学志願状況等

現代人間学部

(単位：人)

学科	項目	令和5年度 (2023年度)	令和4年度 (2022年度)	令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)	令和元年度 (2019年度)	5年間平均
生活環境学科 (令和2年度まで 福祉生活デザイン学科)	志願者数	74	112	147	230	160	144
	受験者数	73	110	137	223	150	138
	合格者数	73	109	127	212	142	132
	入学者数	33	50	48	67	51	49
	入学定員	63	70	70	70	70	68
	歩留率	0.45	0.46	0.38	0.32	0.36	0.39
	定員超過率	0.52	0.71	0.69	0.96	0.73	0.72
心理学科	志願者数	127	176	215	370	250	227
	受験者数	125	167	197	354	240	216
	合格者数	120	157	183	313	214	197
	入学者数	67	66	74	111	81	79
	入学定員	93	100	100	100	100	98
	歩留率	0.56	0.42	0.40	0.35	0.38	0.42
	定員超過率	0.72	0.66	0.74	1.11	0.81	0.80
こども教育学科	志願者数	73	93	124	184	136	122
	受験者数	69	88	118	175	129	115
	合格者数	67	86	114	159	123	109
	入学者数	41	40	53	79	50	52
	入学定員	64	70	70	70	70	68
	歩留率	0.61	0.47	0.46	0.50	0.41	0.48
	定員超過率	0.64	0.57	0.76	1.13	0.71	0.76

## 社会情報課程

学科	項目	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	平成31年度	平均値
社会情報課程	志願者数	29					-
	受験者数	29					-
	合格者数	28					-
	入学者数	15					-
	入学定員	20					-
	歩留率	0.54					-
	定員超過率	0.75					-

## 京都ノートルダム女子大学 国際言語文化学部 入学志願状況等

国際言語文化学部

(単位：人)

学科	項目	令和5年度 (2023年度)	令和4年度 (2022年度)	令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)	令和元年度 (2019年度)	5年間平均
英語英文学科	志願者数	50	105	199	476	407	247
	受験者数	47	103	184	460	383	235
	合格者数	47	93	159	260	244	160
	入学者数	24	24	51	100	91	58
	入学定員	80	80	80	80	80	80
	歩留率	0.51	0.26	0.32	0.38	0.37	0.36
	定員超過率	0.30	0.30	0.64	1.25	1.14	0.72
国際日本文化学科	志願者数	30	85	126	234	149	124
	受験者数	30	77	118	227	138	118
	合格者数	29	72	101	171	126	99
	入学者数	18	32	41	72	52	43
	入学定員	50	50	50	50	50	50
	歩留率	0.62	0.44	0.41	0.42	0.41	0.46
	定員超過率	0.36	0.64	0.82	1.44	1.04	0.86

## 教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学長	ナカムラ クミ 中村 久美 <令和2年2月>		博士 (学術)		京都ノートルダム女子大学 学 長 (令和2.2~令和6.3)

（注） 高等専門学校にあっては校長について記入すること。